

2024 年度

# 教 育 要 項

大阪医科薬科大学大学院医学研究科

医科学専攻修士課程



# 目 次

* 大阪医科薬科大学 建学の精神・学是	1
* 大阪医科薬科大学大学院医学研究科アセスメントポリシー	2
* 大阪医科薬科大学大学院医学研究科医科学専攻修士課程3つのポリシー	3
* 2024年度 大学院医学研究科 医科学専攻修士課程 学事日程	5
* 医学研究科修士課程 修了までのスケジュール	6
* 医学研究科医科学専攻修士課程 年次別行事	6
* 医科学専攻修士課程について	7
* 大学院医学研究科医科学専攻修士課程 研究指導年間スケジュール	9
* 授業科目の履修について	11
* 履修モデル	12
* 時間割	14
必修科目	
統合講義	17
専門科目 コース科目（共通科目）	
生体機能構造学概論	21
病理病態学概論	23
臨床内科学概論	25
臨床外科学概論	27
総合医療・救急医療学概論	29
泌尿生殖・発達医療学概論	32
感覚器機能形態医療学概論	34
医療統計学基礎	36
公衆衛生学基礎	38
専門科目 コース科目（医療科学）	
検査診断学演習	41
治療学演習	45
医科実験演習	49
医療機器開発概論	52
専門科目 コース科目（SDGs/SDH・社会健康医療学）	
病院災害危機管理総論	55
多職種連携と病診連携総論	57
急性期・慢性期医療総論	59
公衆衛生学・疫学の基本	61
健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標1：理論編（社会行動科学概論）	63
健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標2：実践編	65
社会健康医療データ・サイエンス演習	67
社会行動科学概論	70
特別研究	
特別研究	73
学位（修士）論文の執筆要領と審査について	78
学位審査評価表	82

各種規程

大学学則 .....	83
大学院学則 .....	101
医学研究科規程 .....	112
修士課程履修細則 .....	118
学位規程 .....	122
学位規程施行細則 .....	127
学生等懲戒規程 .....	135
長期履修規程 .....	143
ティーチング・アシスタント規程 .....	146
個人情報保護についての基本方針 .....	148
個人情報の利用目的 .....	149

# 大阪医科薬科大学 建学の精神・学是

## 建学の精神

「国際的視野に立った良質の教育、研究および医療の実践を通して  
至誠仁術を体現する医療人を育成する」

## 学是

### 「至誠仁術」

至誠とは孟子の「至誠にして動かざる者は、未だ之れ有らざるなり」に由来しています。

「至誠仁術」には「誠実」、「医学・薬学・看護学教育」、「医学・薬学・看護学研究」、「実地医療」、「国際化」といった5つのキーワードが込められています。

吉津度の唱える「救世仁術」における「救世」は、豊かな人間性に基づくもので、人格として最高の表現とされる「integrity（誠実性）」に共通すると考えられます。この「integrity」の持つ崇高な人間性は、孟子の「是の故に誠は、天の道なり。誠を思うは、人の道なり。至誠にして動かざる者、未だ之れ有らず。誠あらざれば、未だ能く動かす者有らず。」における「至誠」に相当、或いは共通すると考えられます。

# 大阪医科薬科大学大学院医学研究科アセスメントポリシー

	入学時	在学中	修了時
課程レベル (研究科レベル)	入学試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位数</li> <li>・在学生に対するアンケート調査 カリキュラム評価 学修状況・研究時間数 研究指導状況</li> <li>・カリキュラム評価委員会による評価</li> <li>・研究計画進捗状況 研究成果発表審査終了状況 学会発表・論文投稿 学位論文作成進捗状況</li> <li>・在籍学生数(全体・専攻課程・コース)</li> <li>・在籍年数</li> <li>・休学率、退学率、在学年限延長率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了要件 単位修得状況 学位論文提出 学位論文審査・最終試験</li> <li>・休学率、退学率、在学年限延長率</li> <li>・就職率、進学率</li> <li>・修了生に対するアンケート調査 カリキュラム評価 ディプロマポリシー到達度調査 学会発表数、論文投稿数</li> <li>・修了時調査 就職先</li> <li>・在籍年数</li> </ul>
授業科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価</li> <li>・授業評価(学生)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価</li> </ul>

# 大阪医科薬科大学大学院医学研究科医科学専攻修士課程

## 3つのポリシー

### アドミッションポリシー（入学者受入の方針）

大阪医科薬科大学大学院医学研究科修士課程は、建学の精神「医療人育成機関の使命は、教育と研究であり、またこれらは医療の実践に活かすことで達成される」と学是「至誠仁術」をもとに、医学の理論及び応用を教授研究し、専門分野や社会の進展に寄与するために必要な研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的としています。

#### 求める学生像

上記の目的を達成するため、次のような資質をもつ人材を求めています。

1. 医学・医療について関心をもち、科学的探究心を有する人
2. 自ら研究課題を設定し、積極的に探求する人
3. 自らの研究成果により人類・社会に貢献しようとする人
4. 最先端の医学・医療技術を開発・普及しようとする人
5. 研究分野、地域社会、国際社会において卓越した活躍を目指す人

#### 入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するため、研究の遂行・発表に不可欠な英語の基礎的読解力・理解力を「外国語試験」により、研究に対する意欲、志望する研究分野に対する知識や理解度については「専門科目及び面接試験」により評価し、総合的な評価・判定により合格者を決定します。

### カリキュラムポリシー（教育課程編成の方針）

大阪医科薬科大学大学院医学研究科修士課程は、医学の理論及び応用を教授研究し、専門分野や社会の進展に寄与するために必要な研究能力及びその基礎となる学識を養うことを目的とし、2年間でディプロマポリシー（学位授与の方針）を達成するために、以下のカリキュラムを編成・実施しています。

#### 1. 共通科目「統合講義」

本講義は第1学年必修科目であり、研究者として不可欠な「研究倫理」「安全対策」「実験動物」「学位論文の書き方」などについて学修する。本科目に含まれる研究経過報告では、博士課程を含む全学生が、他の学生や指導教員以外の教員に対して研究内容を発表し討論することで、自らの研究に対する理解を深め、今後の研究方針を定めるのに役立てる。

#### 2. 共通科目

医学に関する基礎的な学識を修得するため、基礎医学、臨床医学、社会医学の各領域と医療統計学に関する講義科目を設置する。

#### 3. コース科目

医療科学コースでは、医療分野における最先端の学識・研究法を修得するため、先端医療や研究室の現場を活用した演習を中心とする科目を設置する。SDGs/SDH コースでは、持続可能な社会に貢献することを目標に、データを理解し、社会的な視点を持ち、健康に関わる研究・事業の計画立案や評価ができる能力を獲得するため、地域医療・福祉、医療・災害管理、行動科学、医療統計学等に関する講義・演習を設置する。

#### 4. 特別研究

主・副指導教員による多角的、効果的な研究指導が行えるよう、集団指導体制をとる。

#### 5. 社会人の受け入れ

社会人等のニーズに応えるため、社会人入学制度、長期履修制度を設け、授業開講時間や修業年限の弾力化を図る。

## ディプロマポリシー（学位授与の方針）

大阪医科薬科大学大学院医学研究科では、大学院学則に定める期間在学し、所定の単位と下記の能力を修得し、学位論文の審査を経た者に学位「修士（医科学）」を授与します。

- (1) 医学・医療に関する確かな知識と研究能力を身につけている
- (2) 研究活動を通して専門分野や社会の発展に寄与できる
- (3) 科学的根拠や研究的視点に基づく提言力、指導力、統率力を発揮できる

### 学位授与基準

2年の在学年限あるいはそれ以上在学して30単位以上を修得するとともに必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には修士（医科学）の学位を授与します。

### 学位論文審査基準

学位論文の審査は、以下の項目について行われます。

1. 研究に独創性・新規性がある
2. 研究目的が合理的である
3. 研究計画、研究方法、結果の解析・解釈が妥当である
4. 研究結果に発展性があり、当該分野に学術・応用面で貢献する
5. 研究の背景・意義をよく理解し、発表において明瞭に説明できる
6. 発表・質疑応答が論理的・明晰である



## 2024年度 大学院医学研究科 医科学専攻修士課程 学事日程

<p>&lt;前期&gt;</p> <p>4月4日(木)</p> <p>4月8日(月)</p> <p>6月1日(水)</p> <p>6月12日(水)</p> <p>7月29日(月)</p> <p>8月5日(月)</p> <p>9月27日(金)</p> <p>9月30日(金)</p>	<p>3学部・3研究科合同入学宣誓式</p> <p>前期開始・前期授業開始</p> <p>創立記念日</p> <p>医学会春季学術講演会</p> <p>博士課程 研究成果発表会</p> <p>博士課程 研究成果発表会</p> <p>秋期 医学・薬学研究科学学位記授与式(予定)</p> <p>前期終了</p>
<p>&lt;後期&gt;</p> <p>10月1日(火)</p> <p>11月20日(水)</p> <p>12月25日(月)</p> <p>12月29日(日)</p> <p>1月3日(金)</p> <p>1月6日(月)</p> <p>1月20日(月)</p> <p>1月27日(月)</p> <p>2月3日(月)</p> <p>2月4日(火)</p> <p>2月6日(木)</p> <p>2月7日(木)</p> <p>2月10日(月)</p> <p>2月12日(木)</p> <p>2月14日(木)</p> <p>2月17日(月)</p> <p>3月21日(金)</p> <p>3月31日(月)</p>	<p>後期開始・後期授業開始</p> <p>医学会秋季学術講演会</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>年末年始休暇開始</p> <p>年末年始休暇終了</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>学位論文審査(予定)</p> <p>学位論文審査(予定)</p> <p>学位論文審査(予定)</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>学位論文審査(予定)</p> <p>学位論文審査(予定)</p> <p>研究経過報告・研究成果発表会</p> <p>統合講義終了</p> <p>春期 医学・薬学・看護学研究科学学位記授与式(予定)</p> <p>後期終了</p>

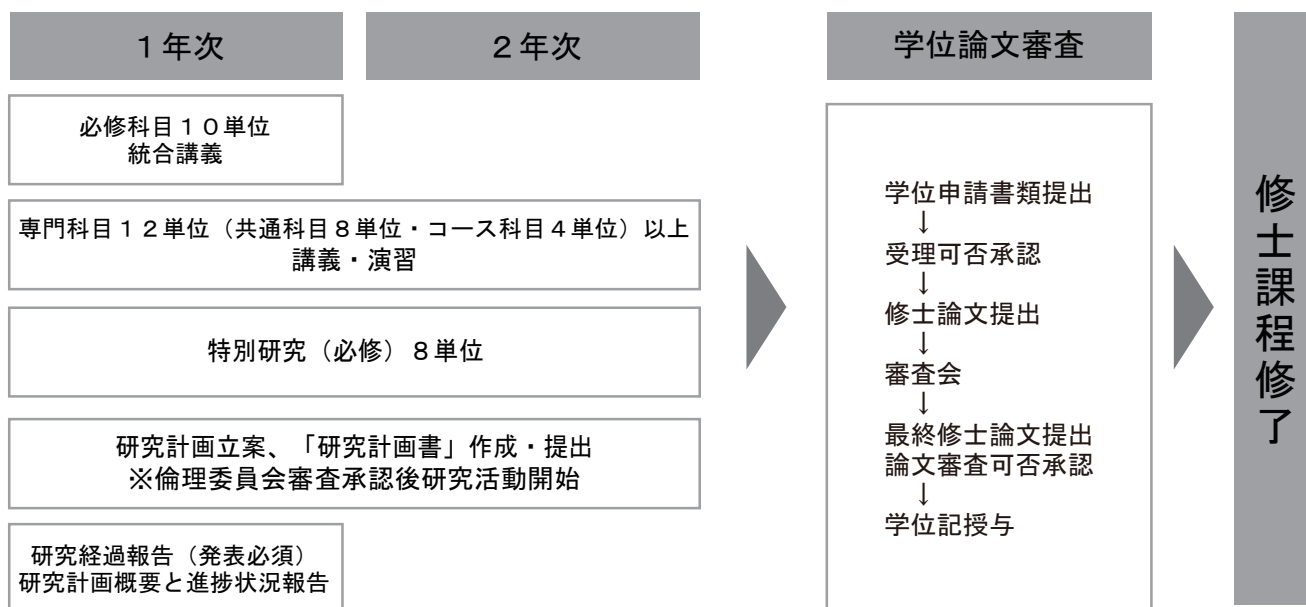
※統合講義日程については、当該頁を参照してください。

※修士課程学位審査は2月(予定)に実施します。

学位論文審査に係る申請受付・審査候補日程等の詳細については大学院医学研究科のホームページで確認してください。

また、申請予定者には、個別、医学事務課(大学院担当)より必要事項を連絡します。

## 医学研究科医科学専攻修士課程 修了までのスケジュール



### 概要

- 共通科目：あらゆる医療分野の研究に必要な基本的知識、考え方、研究規範を教授する  
 専門科目：選択必修科目の講義、演習を通して基礎的レベルから最新の理論や研究技法について教授する  
 特別研究：文献検索と現状分析により課題を抽出し、テーマ設定を明確にして研究計画書作成指導する

### ※課程修了要件

- 必修科目（統合講義）10 単位、専門科目 12 単位（共通科目 8 単位・コース科目 4 単位）以上、特別研究 8 単位の合計 30 単位以上取得、研究経過報告発表、学位論文審査

## 医学研究科医科学専攻修士課程 年次別行事

	行事	提出書類（必須）
1 年次	4 月 入学宣誓式 前期授業開始 5 月 研究指導教員の決定 6 月 研究計画立案 研究計画書の作成 倫理委員会審査 10 月 後期授業開始 2 月 研究経過報告	4 月 履修届/現住所等確認書類/勤務 確認書類 他 6 月 研究計画書 1 月 研究経過報告用抄録 3 月 研究進捗状況報告書
2 年次	4 月 前期授業開始 6 月 研究計画書の作成 10 月 後期授業開始 11 月 学位授与申請 1 月 論文提出 2 月 論文審査	4 月 履修届/現住所等確認書類/勤務 確認書類 他 6 月 研究計画書 11 月 学位申請書類 1 月 修士論文

# 医科学専攻修士課程について

## 【開講期間】

- 前期:4月～9月
- 後期:10月～3月

## 【医科学専攻修士課程 課程修了要件】

### ●科目履修による単位取得\*

1. 必修科目(統合講義)	10 単位	
2. 専門科目	12 単位以上	共通科目 8 単位
		コース科目 4 単位
3. 特別研究	8 単位	
合計	30 単位 以上	

※ 自身の選択コース以外の科目については、聴講は可能ですが、単位認定対象外となります。

### ●研究経過報告発表

### ●学位論文審査

## 【授業科目】

### 1. 必修科目「統合講義」

博士課程と合同開講の科目で、1年生は受講必須です。必ず出席してください。出席時には毎回、出席票を持参し、出席の確認を受けてください。

毎週月曜日 17 時より開講しますが、年 2 回開かれる「医学会春季学術講演会」、「医学会秋季学術講演会」を統合講義として扱っていますので、科目のページにて日程を確認してください。

年間を通して 3 回分の講義のレポート作成・提出が義務付けられます。レポートの提出締切は原則、開講日の 2 週間後までとします。

一部、レポート提出の対象とならない講義もありますので、対象の講義や提出方法、締切等の詳細については、別途ご案内します。

### 2. 専門科目「共通科目」・「コース科目」

科目ごとの開講日程は各科目のページにて確認してください。

やむを得ず、開講日時が変更されることがあります。変更後の日時は都度、受講者に通知します。

専門科目は年度ごとに前期、後期に分けて、履修申請を受け付けます。

履修申請する専門科目は必ず主指導教員と相談の上、決定するようにしてください。

履修申請の提出方法等、詳細につきましては、学務部医学事務課(大学院担当)より、別途通知します。

案内に従い、期日に遅れることのないよう、各自申請してください。

履修申請の流れについては、『授業科目の履修について』のページの【履修申請】の項目をご参照ください。

### 3. 「特別研究」

主指導教員・副指導教員と相談の上、開講日・研究内容等を決定してください。

研究に関連して1年次には、次の書類提出・報告発表が求められます。

提出時期の目安は研究指導年間スケジュールをご参照ください。

#### (1) 研究計画書

主指導教員と相談の上、研究計画を立案し、計画書の作成をしてください。

※5月下旬～6月に提出期日・提出方法等について、学務部医学事務課(大学院担当)より連絡予定です。早めに主指導教員に相談をしてください。

#### (2) 研究経過報告会用抄録(書類とデータ)の提出と研究経過報告発表

研究経過報告会用抄録として提出された内容をもとにスライドを作成し、統合講義日程内で、それぞれ発表をしていただきます。(審査委員による評価予定)。

一人あたりの発表時間や提出期日・提出方法等の詳細については、学務部医学事務課(大学院担当)より別途連絡します。

#### (3) 研究進捗状況報告書

年度末には1年間の進捗状況報告をします。

\* 提出方法等、詳細につきましては、学務部医学事務課(大学院担当)より、別途通知します。

\* 研究に係る提出様式は大学院ホームページよりダウンロード可能です。

[https://www.ompu.ac.jp/education/g\\_med/document/master/form.html](https://www.ompu.ac.jp/education/g_med/document/master/form.html)

### 【成績判定・成績通知】

3月下旬に「成績判定・単位・修了認定学内会議」にて、成績を判定し、承認後に学生へ成績通知をします。

### 【英文名称】

#### 大学院医学研究科: Graduate School of Medicine

修士課程(2年一貫制)     Master(M.S.)Course(two-year system)

修士課程授与学位                     Master of Medical Science

博士課程(4年一貫制)     Doctoral(Ph.D)Course(four-year system)

博士課程授与学位                     Doctor of Philosophy in Medicine

# 大学院医学研究科医科学専攻修士課程 研究指導年間スケジュール

医科学専攻修士課程では、在学年限内に修士の学位を取得できるよう、次のような指導体制を組織しています。また基本的なスケジュールを下記に示していますので、参考にしてください。

## I. 指導体制

指導教員は原則2名（主指導教員1名・副指導教員1名）とし、在学年限内に学位論文の作成から提出、学位論文審査に合格できるよう、相互に綿密な連携を取りつつ、適切な指導を行います。

## II. 学年次ごとのスケジュール

### 【正規履修者用】

#### 1) 第1年次

- 4月 入学宣誓式、前期授業開始
- 4月～5月 研究指導教員の決定
- 6月 研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出  
倫理委員会審査
- 10月 後期授業開始
- 翌1月～2月 研究経過報告会抄録（書式とデータ）の提出と研究経過報告発表
- 3月 研究進捗状況報告書の提出

#### 2) 第2年次

- 4月 前期授業開始
- 5月～6月 研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出
- 10月 後期授業開始
- 11月 学位論文審査申請
- 翌1月 学位論文提出
- 2月 学位（修士）論文審査発表会

### 【長期履修者用】

#### 1) 第1年次

- 4月 入学宣誓式、前期授業開始
- 4月～5月 研究指導教員の決定
- 6月 研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出  
倫理委員会審査
- 10月 後期授業開始
- 翌1月～2月 研究経過報告会抄録（書式とデータ）の提出と研究経過報告発表
- 3月 研究進捗状況報告書の提出

#### 2) 第2年次

- 4月 前期授業開始
- 4月～5月 研究指導教員の決定
- 6月 研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出  
倫理委員会審査
- 10月 後期授業開始
- 翌1月～2月 研究経過報告会抄録（書式とデータ）の提出と研究経過報告発表
- 3月 研究進捗状況報告書の提出

- 3) 第3年次
- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 4月    | 前期授業開始                   |
| 5月～6月 | 研究指導教員との研究計画立案と研究計画書作成提出 |
| 10月   | 後期授業開始                   |
| 11月   | 学位論文審査申請                 |
| 翌1月   | 学位論文提出                   |
| 2月    | 学位（修士）論文審査発表会            |

### Ⅲ. 研究計画書と研究経過報告会について

#### 1. 研究計画書の作成

##### 1) 様式

- ・各自、医学研究科ホームページより書式をダウンロードし作成する。
- ・大学院生と指導教員で研究指導計画書を作成し、指導教員・大学院生それぞれ押印のうえ、期日までに医学事務課（大学院担当）へ提出する。
- ・所定様式（A4サイズ）で1枚に収まるように作成する。

##### 2) 提出期限・提出場所

- ・提出期限：医学事務課（大学院担当）より指定された期日
- ・提出場所：新講義実習棟4階 学務部事務室 医学事務課（大学院担当）

##### 3) 研究計画書の構成

研究計画書は概ね以下の内容で構成されるものとする。

###### (1) 研究題目

具体的な研究題目の紹介

###### (2) 研究計画と研究方法の概要

研究の背景、研究の目的・意義、研究の方法、期待される研究成果など

###### (3) 研究指導計画（指導教員が作成）

###### (4) その他

研究倫理（「人を直接対象とする研究」は研究倫理審査を受けること）

#### 2. 研究経過報告会の開催

##### 1) 目的

大学院在学期間中、各自が研究のテーマや方向性について考え、論文作成の具体化に役立てる機会とする。

##### 2) 実施方法

- (1) 発表会は原則として、第1学年の1～2月に医学専攻博士課程と同時開催する。
- (2) 口頭発表とし、パワーポイントを用いる。  
発表時間は一人10分とし、10分の質疑応答・意見交換を行う。
- (3) 研究経過報告会には本学医学部教員および学生等、医学研究科関係者は参加できる。
- (4) 研究の「課題」「背景」「目的」「計画」「準備」「倫理的配慮」等について発表する。

# 授業科目の履修について

## 【履修申請】

専門科目の「共通科目」・「コース科目」は毎年度、前期と後期に分けて、履修の申請が必要です。<sup>※1</sup>  
履修申請する専門科目については、主指導教員と相談の上、決定してください。

### 1. 履修申請方法

- ① 教育要項を参考の上、開講前の定められた期日までに『仮受講』を希望する科目を申請します。  
その際、受講を検討している科目は全て『仮受講』希望として申請するようにしてください。
- ② 開講から1週間を仮受講期間としていますので、自身が『仮受講』を希望した科目を受講してください。<sup>※2</sup>
- ③ 『仮受講』を希望した科目の中から、最終的に履修を希望する科目を決定し、『本受講』の申請をします。  
『本受講』申請時に『仮受講』を希望していない科目を新たに追加することは認められません。最終的に履修をしない科目は『本受講』申請時に履修希望を取り消してください。

※1 「統合講義」は必修科目のため、履修の申請の必要はありません。また、特別研究も履修申請対象ではありません。

※2 原則、全科目、前期、後期ともに第1回目を開講するよう調整しておりますが、状況により2週目以降に第1回目が開講される場合がございます。予めご了承ください。

## 【授業の変更等に関する連絡】

教育要項に掲載されている授業に関する内容について、何らかの変更が発生した場合等には、教員または学務部医学事務課(大学院担当)より随時ご連絡致します。  
急遽、変更が発生する場合がありますので、注意してください。  
変更に関する連絡は、原則、大学から各自に付与しています学生用メールアドレスを利用しますので、必ず確認するようにしてください。

## 【遅刻・欠席の連絡】

「専門科目(共通科目・コース科目)」を遅刻または欠席する場合は、必ず連絡をしてください。  
事務室の受付時間内は学務部医学事務課(大学院担当)へご連絡ください。  
授業の直前など、事務室の受付時間以降の遅刻や欠席の連絡は、直接、担当教員までお願いします。  
事前に遅刻や欠席が分かっている場合には、分かった時点で学務部医学事務課(大学院担当)まで連絡するようにしてください。  
無断遅刻・無断欠席は他の受講者や教員にも迷惑になり、評価にも影響しますので、十分注意してください。

大阪医科薬科大学 学務部医学事務課(大学院担当)  
代表:072-683-1221(内線 2785)

開室時間 平日:8:30~16:50

第1、3、5土曜日:8:30~12:40

## 【その他】

現在は、原則対面にて授業を開講しておりますので、場所として、使用予定の教室を掲載しています。場所は別途配布しますキャンパスマップをご参考ください。また、科目により、オンライン形式やオンデマンド形式を採用している科目もありますので、詳細は各科目のページを参照してください。  
記載されている役職や所属は一部を除き、2024年3月1日現在のものです。

## 2023年度以降入学者用 履修モデル

医療科学コース case ①：医療分野での研究開発を目指す工学部出身者

医療科学コース case ②：キャリアアップを目指す病院勤務の診療放射線技師

医療科学コース case ③：キャリアアップを目指す病院勤務の理学療法士

SDGs/SDH コース case ①：保健・福祉に関するデータ活用力の獲得を目指す行政担当者

SDGs/SDH コース case ②：キャリアアップを目指す保健・福祉施設勤務の保健師

SDGs/SDH コース case ③：病院勤務を目指す医療経営系学部出身者

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単 位 数	医療科学コース			SDGs/SDH コース			
				Case 1	Case 2	Case 3	Case 1	Case 2	Case 3	
専門科目	共通科目	生体機能構造学概論	1 前	2	○		○	○		
		病理病態学概論	1 前	2		○	○	○		
		臨床内科学概論	1 後	2	○				○	
		臨床外科学概論	1 後	2	○	○			○	
		総合医療・救急医療学概論	2 前	2			○		○	
		泌尿生殖・発達医療学概論	2 前	1		○	○		○	
		感覚器機能形態医療学概論	2 前	1		○		○	○	
		医療統計学基礎	1 前	2	○	○		○	○	
		公衆衛生学基礎	1 前	1			○	○	○	
	コース科目	医療科学	検査診断学演習	2 前	2	○	○	○		
			治療学演習	2 前	2	○	○			
			医科実験演習	1 前	2			○		
			医療機器開発概論	2 前	1	○				
		SDGs/SDH	病院災害危機管理総論	1 前	1					○
			多職種連携と病診連携総論	1 後	2					○
			急性期・慢性期医療総論	2 前	1					○
			公衆衛生学・疫学の基本	1 後	2				○	○
			社会健康医療データ ・サイエンス演習	1 後	1				○	
			健康の社会的決定要因と持続 可能な開発目標 1：理論編 (社会・行動科学概論)	1 後	1				○	○
健康の社会的決定要因と持続 可能な開発目標 2：実践編	1 後	1				○	○			
特別研究		1-2 通	8	◎	◎	◎	◎	◎		
必修科目	統合講義	1 通	10	◎	◎	◎	◎	◎		
合計		—	—	31	30	30	31	30	31	

◎：必修科目 ○：選択科目

(※) やむを得ない事情のある場合は「検査診断学演習」「治療学演習」の受講を1年次に認める。



## 2022年度以前入学者用 履修モデル

医療科学コース case ①：医療分野での研究開発を目指す工学部出身者

医療科学コース case ②：キャリアアップを目指す病院勤務の診療放射線技師

医療科学コース case ③：キャリアアップを目指す病院勤務の理学療法士

社会健康医療学コース case ①：保健・福祉に関するデータ活用力の獲得を目指す行政担当者

社会健康医療学コース case ②：キャリアアップを目指す保健・福祉施設勤務の保健師

社会健康医療学コース case ③：病院勤務を目指す医療経営系学部出身者

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	医療科学コース			社会健康医療学コース				
				Case 1	Case 2	Case 3	Case 1	Case 2	Case 3		
専門科目	共通科目	生体機能構造学概論	1 前	2	○		○	○			
		病理病態学概論	1 前	2		○	○	○			
		臨床内科学概論	1 後	2	○				○	○	
		臨床外科学概論	1 後	2	○	○				○	
		総合医療・救急医療学概論	2 前	2			○	○	○		
		泌尿生殖・発達医療学概論	2 前	1		○	○		○		
		感覚器機能形態医療学概論	2 前	1		○				○	
		医療統計学基礎	1 前	2	○	○		○	○	○	
		公衆衛生学基礎	1 前	1			○	○	○	○	
	コース科目	医療科学	検査診断学演習	2 前 <sup>(※)</sup>	2	○	○	○			
			治療学演習	2 前 <sup>(※)</sup>	2	○	○				
			医科実験演習	1 前	2			○			
			医療機器開発概論	2 前	1	○					
		社会健康医療学	病院災害危機管理総論	1 前	1						○
			多職種連携と病診連携総論	1 後	2					○	○
			急性期・慢性期医療総論	2 前	1						○
			公衆衛生学・疫学の基本	1 後	2				○	○	
			社会健康医療データ・サイエンス演習	1 後	1				○		
			社会行動科学概論	1 後	1				○	○	
特別研究		1-2 通	8	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
必修科目	統合講義	1 通	10	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
合計		—	—	31	30	30	31	31	30		

◎：必修科目 ○：選択科目

(※) やむを得ない事情のある場合は「検査診断学演習」「治療学演習」の受講を1年次に認める。

【開講時期】

前期：4月～7月

後期：10月～2月中旬

※具体的な日時は科目ごとのページを確認してください。

※「特別研究」における具体的な日程は、受講生と担当教員とで相談の上、決定します。

	時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	
1 年前期	1 09:00～10:30						特別研究	前期
	2 10:40～12:10						特別研究	
	3 13:00～14:30							
	4 14:40～16:10	病院災害危機管理総論 (全8回) ※15:00～16:30						
	5 17:00～18:30	統合講義 ※17:00～20:00	公衆衛生学基礎 (全8回)		生体機能構造学概論 (全15回)	医科実験演習 (全15回)		
	6 18:40～20:10		医療統計学基礎 (全15回)		病理病態学概論 (全15回)			
	7 20:20～21:50							
1 年後期	1 09:00～10:30						特別研究	後期
	2 10:40～12:10						特別研究	
	3 13:00～14:30							
	4 14:40～16:10							
	5 17:00～18:30	統合講義 ※17:00～20:00	公衆衛生学・疫学の基本 (全15回)	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標1(全8回) 健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標2(全8回)	臨床内科学概論 (全15回)			
	6 18:40～20:10		多職種連携と病診連携総論 (全15回)	社会健康医療データ・サイエンス演習 (全15回)	臨床外科学概論 (全15回)			
	7 20:20～21:50							
2 年前期	1 09:00～10:30				検査診断学演習 (全15回)		特別研究	前期
	2 10:40～12:10				※内容により別曜日設定あり		特別研究	
	3 13:00～14:30				治療学演習 (全15回)			
	4 14:40～16:10				※内容により別曜日設定あり			
	5 17:00～18:30	総合医療・救急医療学概論 (全15回)				泌尿生殖・発達医療学概論 (全8回)		
	6 18:40～20:10		医療機器開発概論 (全8回) ※17:30～19:00		感覚器機能形態医療学概論 (全8回)	急性期・慢性期医療総論 (全8回) ※17:30～19:00		
	7 20:20～21:50							
2 年後期	1 09:00～10:30						特別研究	後期
	2 10:40～12:10						特別研究	
	3 13:00～14:30							
	4 14:40～16:10							
	5 17:00～18:30							
	6 18:40～20:10							
	7 20:20～21:50							

必修科目 ■ 特別研究 ■  
 専門科目 (■: 共通科目、■: 医療科学コース科目、■: SDGs/SDHコース科目)

【開講時期】

前期：4月～7月

後期：10月～2月中旬

※具体的な日時は科目ごとのページを確認してください。

※「特別研究」における具体的な日程は、受講生と担当教員とで相談の上、決定します。

時限		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	
1年前期	1	09:00～10:30					特別研究	前期
	2	10:40～12:10					特別研究	
	3	13:00～14:30						
	4	14:40～16:10	病院災害危機管理総論 (全8回) ※15:00～16:30					
	5	17:00～18:30	統合講義 ※17:00～20:00	公衆衛生学基礎 (全8回)		生体機能構造学概論 (全15回)	医科実験演習 (全15回)	
	6	18:40～20:10		医療統計学基礎 (全15回)		病理病態学概論 (全15回)		
	7	20:20～21:50						
1年後期	1	09:00～10:30					特別研究	後期
	2	10:40～12:10					特別研究	
	3	13:00～14:30						
	4	14:40～16:10						
	5	17:00～18:30	統合講義 ※17:00～20:00	公衆衛生学・疫学の基本 (全15回)	社会行動科学概論 (全8回)	臨床内科学概論 (全15回)		
	6	18:40～20:10		多職種連携と病診連携総論 (全15回)	社会健康医療データ ・サイエンス演習 (全15回)	臨床外科学概論 (全15回)		
	7	20:20～21:50						
2年前期	1	09:00～10:30			検査診断学演習 (全15回)		特別研究	前期
	2	10:40～12:10			※内容により別曜日設定あり		特別研究	
	3	13:00～14:30			治療学演習 (全15回)			
	4	14:40～16:10			※内容により別曜日設定あり			
	5	17:00～18:30	総合医療・救急医療学概論 (全15回)			泌尿生殖・発達医療学概論 (全8回)		
	6	18:40～20:10		医療機器開発概論 (全8回) ※17:30～19:00		感覚器機能形態医療学概論 (全8回)	急性期・慢性期医療総論 (全8回) ※17:30～19:00	
	7	20:20～21:50						
2年後期	1	09:00～10:30					特別研究	後期
	2	10:40～12:10					特別研究	
	3	13:00～14:30						
	4	14:40～16:10						
	5	17:00～18:30						
	6	18:40～20:10						
	7	20:20～21:50						

必修科目 ■ 特別研究 ■  
 専門科目 (■: 共通科目、■: 医療科学コース科目、■: 社会健康医療学コース科目)



# 必修科目



# 統合講義

## Integrated Lecture

### 1. 目的と目標

本学医学研究科において、倫理観、高度の医学知識及び研究能力を身に付けた人材の養成を目指すにあたり、その導入教育として、あらゆる医療分野の研究に必要な基本的知識、考え方及び研究規範を学修する。また、研究経過報告も本科目に含まれ、互いの研究成果について評価・討議することにより、各自の研究活動を促進する。

本科目は研究科共通の必修科目であり、医学専攻博士課程の学生（大半が医師）と共に受講し、さまざまな課題について討議する。

### 2. 担当責任・担当教員

大学院医学研究科

各授業担当教員は別表「5. 講義スケジュール参照」

### 3. 授業形態・単位数

講義、医学会講演会による講義を実施する。(10単位)

本講義は第1学年必修科目とし、再履修生、その他学生、研究生及び一般にも公開する。

なお、講義担当者の変更が生じた場合には、大学院医学研究科ホームページに随時掲示する。

### 4. 評価方法

講義への出席及びレポートをもって行う。出席は2/3以上の出席、レポートは3回以上の提出を義務付ける。

出席については、各自に配布している「出席表」への押印またはサインをもって行う。そのため、出席の際には必ず「出席表」を持参すること。

### 5. 講義スケジュール

通年・月曜日（17：00～20：00）

\*詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：統合講義（新講義実習棟 3階 P302室）

医学会学術講演会（未定）

発表会（新講義実習棟 3階 P301, P302室）

No.	授業日	講義名	担当部門	講義担当者
1	4/8 (月)	研究を始めるにあたって（実験ノート、研究者倫理、症例登録等）	研究支援センター	高井 真司／ 栗生 俊彦
2	4/15 (月)	医学研究講座 1：実験動物の取扱について	実験動物部門	田中 淳
3	4/22 (月)	医学研究講座 2：特定生物（微生物・遺伝子組換え生物）使用実験について	生物安全管理委員会	矢野 貴人／ 中野 隆史
4	5/13 (月)	医学研究講座 3：研究室の安全管理について	大学安全対策室	中野 隆史
5	5/20 (月)	医学研究講座 4：医療統計Ⅰ	医療統計室	伊藤 ゆり
6	5/27 (月)	医学研究講座 5：医療統計Ⅱ	医療統計室	西岡 大輔
7	6/3 (月)	医学研究講座 6：医療統計Ⅲ	医療統計室	西岡 大輔
8	6/10 (月)	医学研究講座 7：医療統計Ⅳ	医療統計室	伊藤 ゆり
9	6/12 (水)	医学会春季学術講演会（開始時間・会場は別途通知）	医学研究科	高井 真司
10	6/17 (月)	医学研究講座 8：学位論文の書き方	創薬医学教室	高井 真司
11	6/24 (月)	仮題）学術誌の選別について	本部図書館	小野 富三人
12	7/1 (月)	基礎医学研究講座 1：基礎系研究室で行っている実験・研究について	解剖学教室	近藤 洋一
13	7/8 (月)	基礎医学研究講座 2：基礎系研究室で行っている実験・研究について	生理学教室	坂田 宗平
14	7/22 (月)	基礎医学研究講座 3：基礎系研究室で行っている実験・研究について	生化学教室	矢野 貴人
15	7/29 (月)	研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
16	8/5 (月)	研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
17	8/19 (月)	基礎医学研究講座 4：基礎系研究室で行っている実験・研究について	薬理学教室	森原 啓文
18	8/26 (月)	基礎医学研究講座 5：基礎系研究室で行っている実験・研究について	創薬医学教室	高井 真司
19	9/2 (月)	基礎医学研究講座 6：基礎系研究室で行っている実験・研究について	病理学教室	廣瀬 善信
20	9/9 (月)	基礎医学研究講座 7：基礎系研究室で行っている実験・研究について	衛生学・公衆衛生学教室	久藤 麻子
21	9/30 (月)	基礎医学研究講座 8：基礎系研究室で行っている実験・研究について	微生物学・感染制御学教室	小川 拓
22	10/7 (月)	基礎医学研究講座 9：基礎系研究室で行っている実験・研究について	法医学教室	片木 宗弘
23	10/21 (月)	基礎医学研究講座10：基礎系研究室で行っている実験・研究について	社会・行動科学教室	本庄 かおり



講義場所：統合講義（新講義実習棟3階 P302室）

医学会学術講演会（未定）

発表会（新講義実習棟3階 P301, P302室）

No.	授業日	講義名	担当部門	講義担当者
24	10/28（月）	医学研究講座9：実験動物の種類と動物疾患モデル	実験動物部門	田中 淳
25	11/11（月）	医学研究講座10：情報社会におけるセキュリティ保持の重要性	情報企画管理部	井口 健
26	11/18（月）	医学研究講座11：本学における産学連携の実例	産学連携	大槻 周平
27	11/20（水）	医学会秋季学術講演会（開始時間・会場は別途通知）	医学研究科	高井 真司
28	11/25（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本 慎太郎／ 谷口 高平
29	12/2（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本 慎太郎／ 谷口 高平
30	12/9（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本 慎太郎／ 谷口 高平
31	12/16（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本 慎太郎／ 谷口 高平
32	12/23（月）	特別講義（外部講師）	産学連携	根本 慎太郎／ 谷口 高平
33	1/6（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
34	1/20（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
35	1/27（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
36	2/3（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
37	2/10（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—
38	2/17（月）	研究経過報告・研究成果発表会（詳細は未定）	医学研究科	—

※講義テーマ・担当者・会場については、変更する場合があります。



専 門 科 目

コース科目（共通科目）



# 生体機能構造学概論

Introduction to Human Anatomy, Physiology, and Biochemistry

## 1. 目的と目標

様々な疾患・病態を理解するには、ヒトの身体の正常な構造・機能の理解が不可欠である。本科目では、中枢・末梢神経系、循環器系、筋運動系、消化器系、呼吸器系、内分泌系などの主要な臓器の構造と機能、および生体を構成する主要な物質とその代謝について学修する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【生化学】 矢野 貴人（教授）<sup>\*</sup>、中井 由実（講師）、生城 浩子（講師）、石井 誠志（講師）

【解剖学】 近藤 洋一（教授）

【生理学】 坂田 宗平（准教授）、佐々木 真理（講師）、大黒 恵理子（講師（准））、  
山本 耕裕（講師）、山下 愛美（講師（准））

## 3. 授業形態・単位数

講義（2単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・木曜日5限（17：00～18：30）

\* 詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月11日(木) 17:00~18:30	臓器の構造と機能	主要な臓器の三次元的な正常構造、形態学的な特徴と機能の関連	近藤
2	4月18日(木) 17:00~18:30	臓器の構造と機能	主要な臓器の三次元的な正常構造、形態学的な特徴と機能の関連	近藤
3	4月25日(木) 17:00~18:30	臓器の構造と機能	主要な臓器の三次元的な正常構造、形態学的な特徴と機能の関連	近藤
4	5月9日(木) 17:00~18:30	臓器の構造と機能	主要な臓器の三次元的な正常構造、形態学的な特徴と機能の関連	近藤
5	5月16日(木) 17:00~18:30	臓器の構造と機能	主要な臓器の三次元的な正常構造、形態学的な特徴と機能の関連	近藤
6	5月23日(木) 17:00~18:30	臓器の機能と生体の恒常性	主要な臓器の機能と生体の恒常性維持における役割	坂田
7	5月30日(木) 17:00~18:30	臓器の機能と生体の恒常性	主要な臓器の機能と生体の恒常性維持における役割	佐々木
8	6月6日(木) 17:00~18:30	臓器の機能と生体の恒常性	主要な臓器の機能と生体の恒常性維持における役割	山下
9	6月13日(木) 17:00~18:30	臓器の機能と生体の恒常性	主要な臓器の機能と生体の恒常性維持における役割	大黒
10	6月20日(木) 17:00~18:30	臓器の機能と生体の恒常性	主要な臓器の機能と生体の恒常性維持における役割	山本
11	6月27日(木) 17:00~18:30	代謝と細胞機能調節	生体を構成する基本的な物質の代謝、酵素とビタミン、様々な細胞機能やその調節の仕組み	矢野
12	7月4日(木) 17:00~18:30	代謝と細胞機能調節	生体を構成する基本的な物質の代謝、酵素とビタミン、様々な細胞機能やその調節の仕組み	矢野
13	7月11日(木) 17:00~18:30	代謝と細胞機能調節	生体を構成する基本的な物質の代謝、酵素とビタミン、様々な細胞機能やその調節の仕組み	中井
14	7月18日(木) 17:00~18:30	代謝と細胞機能調節	生体を構成する基本的な物質の代謝、酵素とビタミン、様々な細胞機能やその調節の仕組み	生城
15	7月25日(木) 17:00~18:30	代謝と細胞機能調節	生体を構成する基本的な物質の代謝、酵素とビタミン、様々な細胞機能やその調節の仕組み	石井

# 病理病態学概論

Introduction to Pathology, Pharmacology, and Infection Control

## 1. 目的と目標

様々な疾患・病態や薬物治療を理解するためには、ヒトの身体の病的な構造・機能を理解することが不可欠である。本科目では、基本的な病理病態における臓器の構造と機能の変化、代表的な感染症と免疫の基礎、主要な薬物の作用について学修する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【薬理学／創薬医学】高井真司（教授）※

【病理学】川畑茂（准教授）、桑原宏子（講師）、石田光明（講師）、波多野裕一郎（講師）

【病理部】安田恵美（講師）

【微生物学・感染制御学】中野隆史（教授）、呉紅（講師）、鈴木陽一（講師）、坂口翔一（助教）

【薬理学】森原啓文（助教）

## 3. 授業形態・単位数

講義（2単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・木曜日6限（18：40～20：10）

\*詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月11日(木) 18:40~20:10	病因・病理・病態	病気の発生原因、病理病態を理解するのに必要な基礎的知識、特に細胞傷害、代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍に関する病理学総論を学ぶ。	石田
2	4月18日(木) 18:40~20:10	病因・病理・病態	病気の発生原因、病理病態を理解するのに必要な基礎的知識、特に細胞傷害、代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍に関する病理学総論を学ぶ。	安田
3	4月25日(木) 18:40~20:10	病因・病理・病態	病気の発生原因、病理病態を理解するのに必要な基礎的知識、特に細胞傷害、代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍に関する病理学総論を学ぶ。	桑原
4	5月9日(木) 18:40~20:10	病因・病理・病態	病気の発生原因、病理病態を理解するのに必要な基礎的知識、特に細胞傷害、代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍に関する病理学総論を学ぶ。	波多野
5	5月16日(木) 18:40~20:10	病因・病理・病態	病気の発生原因、病理病態を理解するのに必要な基礎的知識、特に細胞傷害、代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍に関する病理学総論を学ぶ。	川畑
6	5月23日(木) 18:40~20:10	病原微生物と生体防御	ヒトに感染する細菌やウイルスの病原メカニズムおよびそれらに対抗するヒトの免疫系、病原微生物による疾患である感染症の病態と予防・診断・治療法	呉
7	5月30日(木) 18:40~20:10	病原微生物と生体防御	ヒトに感染する細菌やウイルスの病原メカニズムおよびそれらに対抗するヒトの免疫系、病原微生物による疾患である感染症の病態と予防・診断・治療法	中野
8	6月6日(木) 18:40~20:10	病原微生物と生体防御	ヒトに感染する細菌やウイルスの病原メカニズムおよびそれらに対抗するヒトの免疫系、病原微生物による疾患である感染症の病態と予防・診断・治療法	坂口
9	6月13日(木) 18:40~20:10	病原微生物と生体防御	ヒトに感染する細菌やウイルスの病原メカニズムおよびそれらに対抗するヒトの免疫系、病原微生物による疾患である感染症の病態と予防・診断・治療法	中野
10	6月20日(木) 18:40~20:10	病原微生物と生体防御	ヒトに感染する細菌やウイルスの病原メカニズムおよびそれらに対抗するヒトの免疫系、病原微生物による疾患である感染症の病態と予防・診断・治療法	鈴木
11	6月27日(木) 18:40~20:10	病態と薬物の作用機序	様々な疾患・病態のメカニズムに基づいた薬物の作用機序	高井
12	7月4日(木) 18:40~20:10	病態と薬物の作用機序	様々な疾患・病態のメカニズムに基づいた薬物の作用機序	高井
13	7月11日(木) 18:40~20:10	病態と薬物の作用機序	様々な疾患・病態のメカニズムに基づいた薬物の作用機序	高井
14	7月18日(木) 18:40~20:10	病態と薬物の作用機序	様々な疾患・病態のメカニズムに基づいた薬物の作用機序	森原
15	7月25日(木) 18:40~20:10	病態と薬物の作用機序	様々な疾患・病態のメカニズムに基づいた薬物の作用機序	森原



# 臨床内科学概論

## Introduction to Internal Medicine

### 1. 目的と目標

内科学領域の疾患について、その症状・徴候・発症機序・病態生理を学修し、さらにエビデンスに基づく治療法について学ぶ。特に、糖尿病代謝内分泌・呼吸器・血液、消化器、循環器、神経疾患・リウマチ膠原病の代表的な疾患について、具体的な事例の検討を通して、ケア・福祉の実践等と関連付けて理解する。また、診断・治療における現在の課題・ニーズについても適宜検討し、それを克服するために望まれる研究について討議する。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【内 科 学 Ⅲ】星賀 正明（教授）\*、神崎 裕美子（診療准教授）、  
藤阪 智弘（特別職務担当教員（講師））、藤田 修一（講師（准））、  
坂根 和志（講師）

【内 科 学 Ⅰ】今川 彰久（教授）、池田 宗一郎（診療准教授）、秋岡 寿一（講師）  
【消化器内視鏡センター】小倉 健（専門教授）

【内 科 学 Ⅱ】朝井 章（診療准教授）、平田 有基（講師（准））、菅原 徳瑛（助教）

【内 科 学 Ⅳ】荒若 繁樹（教授）、武内 徹（専門教授）、  
小谷 卓矢（特別職務担当教員（講師））

### 3. 授業形態・単位数

講義（2単位）

### 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

後期・木曜日5限（17：00～18：30）

\*詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

「生体機能構造学概論」か「病理病態学概論」を受講していることが望ましい。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月3日(木) 17:00~18:30	糖尿病代謝・内分泌 内科の疾患	代表的な糖尿病代謝・内分泌疾患の症状・徴候・病態 生理、診断、および治療法	今川
2	10月10日(木) 17:00~18:30	血液内科の疾患	代表的な血液疾患の症状・徴候・病態生理、診断、お よび治療法	秋岡
3	10月17日(木) 17:00~18:30	呼吸器内科の疾患	代表的な呼吸器疾患の症状・徴候・病態生理、診断、 および治療法	池田
4	10月24日(木) 17:00~18:30	消化器内科の疾患	胆膵生理・疾患の基本	小倉
5	10月31日(木) 17:00~18:30	消化器内科の疾患	代表的な下部消化器疾患と栄養、腸内細菌の関わりにつ いて	平田
6	11月7日(木) 17:00~18:30	消化器内科の疾患	代表的な肝疾患の症状・徴候・病態生理、診断、およ び治療法	朝井
7	11月14日(木) 17:00~18:30	消化器内科の疾患	上部消化管疾患の病態生理と内視鏡治療	菅原
8	11月21日(木) 17:00~18:30	循環器内科の疾患	心不全の症状・徴候・病態生理、診断、および治療法	坂根
9	11月28日(木) 17:00~18:30	循環器内科の疾患	弁膜症疾患の症状・徴候・病態生理、診断、および治 療法	神崎
10	12月5日(木) 17:00~18:30	循環器内科の疾患	冠動脈疾患の症状・徴候・病態生理、診断、および治 療法	藤阪
11	12月12日(木) 17:00~18:30	神経内科の疾患	認知症の病態と臨床	荒若
12	12月19日(木) 17:00~18:30	循環器内科の疾患	心筋疾患の症状・徴候・病態生理、診断、および治療 法	藤田
13	12月26日(木) 17:00~18:30	循環器内科の疾患	心不全、肺高血圧、先天性心疾患の症状・徴候・病態 生理、診断、および治療法	星賀
14	1月9日(木) 17:00~18:30	リウマチ膠原病内科 の疾患	自己免疫疾患の概念と診断	武内
15	1月16日(木) 17:00~18:30	リウマチ膠原病内科 の疾患	リウマチ膠原病に対する免疫抑制療法	小谷

# 臨床外科学概論

Introduction to Surgery

## 1. 目的と目標

外科学領域の疾患について、特に、胸部外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科における代表的な疾患について、具体的な事例の検討を通して、その症状・徴候・発症機序を学修し、診断法と外科的治療法について学ぶ。また、診断や外科的治療法における現在の課題を、医学におけるニーズと関連付けて検討し、それを克服するために望まれる研究について討議する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【胸部外科学】根本 慎太郎（専門教授）※、花岡 伸治（特別職務担当教員（教授））、  
大門 雅広（診療准教授）、小澤 英樹（講師（准））

【一般・消化器外科学】富山 英紀（診療准教授）、朝隈 光弘（講師）、今井 義朗（助教）、  
濱元 宏喜（助教）

【脳神経外科学】古瀬 元雅（診療准教授）、野々口 直助（講師）、平松 亮（講師）、  
亀田 雅博（特別職務担当教員（講師））

【臨床医学（看護）】安田 稔人（教授）

【整形外科学】三幡 輝久（准教授）、横田 淳司（講師）

## 3. 授業形態・単位数

講義（2単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

後期・木曜日6限（18：40～20：10）

\*詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

※10月2日は、総合研究棟8階 胸部外科研究室ミーティングルーム

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月2日(水) <sup>*</sup> 18:30~20:00	胸部外科の疾患	手術治療の対象となる代表的な循環器疾患の現行手術方法と問題、および課題解決の研究手法	根本
2	10月10日(木) 18:40~20:10	胸部外科の疾患	手術治療の対象となる代表的な呼吸器疾患の現行手術方法と問題、および課題解決の研究手法	花岡
3	10月17日(木) 18:40~20:10	胸部外科の疾患	虚血性冠動脈疾患に対する外科治療	大門
4	10月24日(木) 18:40~20:10	胸部外科の疾患	心臓血管外科領域でのカテーテル手術の対象疾患および治療の現状について	小澤
5	10月31日(木) 18:40~20:10	消化器の疾患	代表的な上部消化管疾患の症状・徴候、発症機序、診断法、外科的治療法、および様々な方向からの研究手法	今井
6	11月7日(木) 18:40~20:10	消化器の疾患	代表的な肝胆膵疾患の症状・徴候、発症機序、診断法、外科的治療法、および様々な方向からの研究手法	朝隈
7	11月14日(木) 18:40~20:10	消化器の疾患	代表的な小児外科疾患の症状・徴候、発症機序、診断法、外科的治療法、および様々な方向からの研究手法	富山
8	11月21日(木) 18:40~20:10	消化器の疾患	代表的な下部消化管疾患の症状・徴候、発症機序、診断法、外科的治療法、および様々な方向からの研究手法	濱元
9	11月28日(木) 18:40~20:10	脳神経外科の疾患	頭部外傷総論および各論(急性硬膜下血腫、急性硬膜外血腫、慢性硬膜下血腫など)	古瀬
10	12月5日(木) 18:40~20:10	脳神経外科の疾患	脳の解剖学的構造と機能および主な病態生理について概説する。また代表的な脳外科治療法の医学的効果(治療目的)について解説する。	野々口
11	12月12日(木) 18:40~20:10	脳神経外科の疾患	「良性脳腫瘍概論・小児脳神経外科：良性脳腫瘍・小児脳神経外科の病態と画像診断および治療法について	亀田
12	12月19日(木) 18:40~20:10	脳神経外科の疾患	脳血管障害総論(代表的脳血管障害の紹介と疫学)、脳血管障害各論(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、その他血管障害の病態と画像診断および治療方法について)	平松
13	12月26日(木) 18:40~20:10	整形外科の疾患	代表的な足部疾患(スポーツ傷害含む)の診断と治療	安田
14	1月9日(木) 18:40~20:10	整形外科の疾患	肩肘関節疾患、スポーツ障害の診断と治療	三幡
15	1月16日(木) 18:40~20:10	整形外科の疾患	上肢の外傷総論(代表的な上肢の外傷の紹介とその原因、病態及び治療について解説する)	横田

# 総合医療・救急医療学概論

Introduction to Comprehensive Medicine and Vital Care

## 1. 目的と目標

総合医療や救急医療に関する基礎知識は、短期から長期にわたる災害医療、福祉、身体・メンタルケアの領域において特に重要である。災害・危機管理、地域保健の行政・現場での実践者として遭遇するさまざまな局面に対応し、適切な判断を下すために必要な、総合医療・救急医療に関する基本的知識・概念について学修する。特に、これらの基礎的理解をもとに、問題点の抽出とその解決に結びつける知識の活用について検討する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【リハビリテーション医学】佐浦隆一（教授）<sup>\*</sup>、富岡正雄（准教授）

【神経精神医学】金沢徹文（教授）、西田圭一郎（准教授）、木下真也（講師）、久保洋一郎（講師）

【救急医学】高須朗（教授）

【麻酔科学】日下裕介（特別任命教員教授）、間嶋望（講師）

【放射線腫瘍学】二瓶圭二（教授）

## 3. 授業形態・単位数

講義（2単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・月曜日5限（17：00～18：30）、6限（18：40～20：10）

\*詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

生体機能構造学概論か病理病態学概論を受講していることが望ましい。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟 6階 P615室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1-2	4月8日(月) 17:00~18:30	精神神経疾患	認知症・統合失調症・うつ病などを中心とする精神神経疾患について、全人的な立場から、症状・徴候・病態生理、代表的な治療薬とその副作用、短期・長期的ケアにおける課題について学ぶ。	金沢
	4月8日(月) 18:40~20:10	精神神経疾患	認知症・統合失調症・うつ病などを中心とする精神神経疾患について、全人的な立場から、症状・徴候・病態生理、代表的な治療薬とその副作用、短期・長期的ケアにおける課題について学ぶ。	西田
3-4	4月15日(月) 17:00~18:30	精神神経疾患	認知症・統合失調症・うつ病などを中心とする精神神経疾患について、全人的な立場から、症状・徴候・病態生理、代表的な治療薬とその副作用、短期・長期的ケアにおける課題について学ぶ。	木下
	4月15日(月) 18:40~20:10	精神神経疾患	認知症・統合失調症・うつ病などを中心とする精神神経疾患について、全人的な立場から、症状・徴候・病態生理、代表的な治療薬とその副作用、短期・長期的ケアにおける課題について学ぶ。	久保
5-6	4月22日(月) 17:00~18:30	重症外傷の救急医療 1	重症外傷診療における解剖学的・生理学的評価の重要性を理解し、頭部外傷を含む多発外傷の概要を学ぶ。また、代表的な胸・腹部外傷症例の提示により、重症外傷の診断と治療を学ぶ。	高須
	4月22日(月) 18:40~20:10	重症外傷の救急医療 2	重症外傷診療における解剖学的・生理学的評価の重要性を理解し、頭部外傷を含む多発外傷の概要を学ぶ。また、代表的な胸・腹部外傷症例の提示により、重症外傷の診断と治療を学ぶ。	高須
7-8	5月13日(月) 17:00~18:30	脊髄損傷	脊髄損傷の診断と治療および、予後について、代表的な症例をもとに学ぶ。また、四肢外傷の重症度分類と、それぞれの治療および、最新の治療法についても、代表的な症例をもとに学ぶ。	富岡
	5月13日(月) 18:40~20:10	脊髄損傷	脊髄損傷の診断と治療および、予後について、代表的な症例をもとに学ぶ。また、四肢外傷の重症度分類と、それぞれの治療および、最新の治療法についても、代表的な症例をもとに学ぶ。	富岡
9-10	5月20日(月) 17:00~18:30	リハビリテーション 医療	日常生活活動・社会参加・生活の質の向上を目標に、さまざまな障害に対して、地域保健・医療・福祉サービスと連携しながら、急性期から回復期までに実践されるリハビリテーション医療チームアプローチを学ぶ。	佐浦
	5月20日(月) 18:40~20:10	リハビリテーション 医療	日常生活活動・社会参加・生活の質の向上を目標に、さまざまな障害に対して、地域保健・医療・福祉サービスと連携しながら、回復期以降、生活期や終末期に実践されるリハビリテーション医療チームアプローチを学ぶ。	佐浦

講義場所：新講義実習棟 6階 P615室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
11-12	5月27日(月) 17:00~18:30	リハビリテーション 医療	外傷、疾病、加齢などに起因する様々な障がいについて、日常生活活動、社会参加、生活の質の向上を目標に、急性期から回復期、生活期、終末期にいたるまで、地域保健・医療・福祉サービスと連携しながら、どのようなチームアプローチを行うかを学ぶ。	富岡
	5月27日(月) 18:40~20:10	リハビリテーション 医療	外傷、疾病、加齢などに起因する様々な障がいについて、日常生活活動、社会参加、生活の質の向上を目標に、急性期から回復期、生活期、終末期にいたるまで、地域保健・医療・福祉サービスと連携しながら、どのようなチームアプローチを行うかを学ぶ。	富岡
13-14	6月3日(月) 17:00~18:30	救急・緩和医療 (ペイン・緩和)	麻酔科領域のうち、特に救急医療や緩和医療に関連する領域について、症状・徴候・病態、代表的な処置法について学ぶ。	間嶋
	6月3日(月) 18:40~20:10	救急・緩和医療 (ICU)	麻酔科領域のうち、特に救急医療や緩和医療に関連する領域について、症状・徴候・病態、代表的な処置法について学ぶ。	日下
15	6月10日(月) 17:00~18:30	医療における放射線	医学・医療の分野に広く応用されている放射線について、放射線の種類、放射線防護、人体への急性効果・晩発効果について学ぶ。	二瓶

# 泌尿生殖・発達医療学概論

Introduction to Uro-Reproduction and Development Medicine

## 1. 目的と目標

周産期における母児、特に新生児期を含む小児、人工透析を受けている慢性腎不全患者などは、災害・危機管理の現場や地域保健・福祉において特別な配慮を要する。本科目では、妊娠・分娩、小児の生理と病理、腎不全の症候・病態生理と人工透析の身体的・社会的負担などについて学修する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【小児科学】芦田明（教授）※、岸勘太（特別職務担当教員（講師（准）））

【産婦人科学】林正美（准教授）、藤田太輔（診療准教授）

【周産期センター（NICU）】山岡繁夫（助教）

【泌尿器科学】稲元輝生（准教授）

## 3. 授業形態・単位数

講義（1単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・木曜日5限（17：00～18：30）

\*詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

生体機能構造学概論か病理病態学概論を受講していることが望ましい。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。



## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟 6階 P615室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月11日(木) 17:00~18:30	周産期の生理と病理	周産期における様々な諸問題、母児の健康管理や生殖医療の進歩への理解を深める。具体的には妊娠前管理から不妊症や不育症、妊娠のメカニズム、合併症妊娠の管理、最近話題の出生前診断や癌生殖医療について学修する。	林
2	4月18日(木) 17:00~18:30	周産期の生理と病理	周産期における様々な諸問題、母児の健康管理や生殖医療の進歩への理解を深める。具体的には妊娠前管理から不妊症や不育症、妊娠のメカニズム、合併症妊娠の管理、最近話題の出生前診断や癌生殖医療について学修する。	藤田
3	4月25日(木) 17:00~18:30	周産期の生理と病理	周産期における様々な諸問題、母児の健康管理や生殖医療の進歩への理解を深める。具体的には妊娠前管理から不妊症や不育症、妊娠のメカニズム、合併症妊娠の管理、最近話題の出生前診断や癌生殖医療について学修する。	藤田
4	5月9日(木) 17:00~18:30	小児・新生児の生理と疾患	小児の成長・発達、新生児期特有の生理と病態、小児の成長過程における特有の病態、小児の感染症、および遺伝性疾患について学ぶ。	山岡
5	5月23日(木) 17:00~18:30	小児・新生児の生理と疾患	小児の成長・発達、新生児期特有の生理と病態、小児の成長過程における特有の病態、小児の感染症、および遺伝性疾患について学ぶ。	芦田
6	5月23日(木) 18:40~20:10	小児・新生児の生理と疾患	小児の成長・発達、新生児期特有の生理と病態、小児の成長過程における特有の病態、小児の感染症、および遺伝性疾患について学ぶ。	岸
7-8	6月6日(木) 17:00~18:30	腎・尿路系の疾患	腎・尿路系の構造と機能、排尿の機序、主要な腎・尿路系疾患の症候・病態生理・診断と治療について学ぶ。また、慢性腎不全患者の短期的・長期的ケアについても学ぶ。	稲元
	6月6日(木) 18:40~20:10	腎・尿路系の疾患	腎・尿路系の構造と機能、排尿の機序、主要な腎・尿路系疾患の症候・病態生理・診断と治療について学ぶ。また、慢性腎不全患者の短期的・長期的ケアについても学ぶ。	稲元

# 感覚器機能形態医療学概論

Introduction to Medicine for Function and Morphology of Sensory Organs

## 1. 目的と目標

感覚器、特に視力・聴力、および咀嚼・嚥下能力は日常生活活動を行う上で重要な能力である。また、皮膚は体表全体を覆う一つの重要器官であるとともに、触覚を担う感覚器でもある。本科目では、主要な感覚器の構造と機能、および眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、口腔外科、皮膚科、形成外科領域の代表的な疾患について、症候・病態生理・治療法を学修する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【皮膚科学】森脇 真一（教授）※  
【眼科学】喜田 照代（教授）  
【眼科（三島南）】小畠 祥太（特務教授）  
【口腔外科学】植野 高章（教授）、眞野 隆充（准教授）、中島 世市郎（講師）  
【耳鼻咽喉科・頭頸部外科学】萩森 伸一（専門教授）、寺田 哲也（診療准教授）  
【形成外科学】塗 隆志（准教授）

## 3. 授業形態・単位数

講義（1単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・木曜日6限（18：40～20：10）

\*詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

生体機能構造学概論か病理病態学概論を受講していることが望ましい。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟 6階 P615室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月11日(木) 19:00~20:30	視覚の仕組みと眼科疾患	眼球の構造と機能、視覚受容と眼球運動の仕組み、主要な眼科疾患の症候、診断、治療法について学ぶ。	喜田
2	4月18日(木) 18:40~20:10	視覚の仕組みと眼科疾患	眼球の構造と機能、視覚受容と眼球運動の仕組み、主要な眼科疾患の症候、診断、治療法について学ぶ。	小島
3	4月25日(木) 18:40~20:10	咀嚼と嚥下の仕組みと口腔ケア	口腔・咽頭の構造と機能、咀嚼と嚥下の機構、う歯、歯周病とその全身への影響、および口腔ケアについて学ぶ。	植野 中島
4	5月9日(木) 18:40~20:10	咀嚼と嚥下の仕組みと口腔ケア	口腔・咽頭の構造と機能、咀嚼と嚥下の機構、う歯、歯周病とその全身への影響、および口腔ケアについて学ぶ。	眞野
5-6	5月16日(木) 17:00~18:30	皮膚の組織構造・機能と疾患	皮膚の組織構造、皮膚の角化、メラニン形成、皮脂分泌、発汗、主要な皮膚疾患の症候・診断・治療について学ぶ。	森脇
	5月16日(木) 18:40~20:10	形成外科的アプローチ	体表の再建について、解剖学に基づいた再建による機能の獲得とマイクロサージャリーの可能性について学ぶ。	塗
7	5月30日(木) 17:00~18:30	耳・鼻・喉の仕組みと障害	Type2炎症性疾患について理解を深める	寺田
8	5月30日(木) 18:40~20:10	耳・鼻・喉の仕組みと障害	聴覚、平衡覚などの仕組みや障害のメカニズム、病態について学ぶ。	萩森

# 医療統計学基礎

## Fundamentals of Medical Statistics

### 1. 目的と目標

臨床研究・疫学研究・基礎研究を行う上で、研究デザインの特徴及びそれに沿った解析手法を学ぶことが不可欠である。本科目では研究論文を正しく読み解くための医療統計の基礎知識を身につけるとともに、自らが研究を企画・立案・実行するために必要な基本的な統計およびデータ分析の基礎について学ぶ。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【医療統計室】伊藤 ゆり（准教授）<sup>※</sup>、西岡 大輔（講師）

### 3. 授業形態・単位数

講義（2単位）

### 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

前期・火曜日6限（18：40～20：10）

\*詳細は別表参照

### 6. 教科書

景山 三平（監修）「事例でわかる統計 医療系のための統計入門」. 実教出版.

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月9日(火) 18:40~20:10	データのバラつきを調べる	リサーチクエストに応じた研究を進める上で必要な統計的基礎を学ぶ	伊藤西岡
2	4月16日(火) 18:40~20:10	一部から全体を知る(標本調査 2値変数)	リサーチクエストに応じた研究を進める上で必要な統計的基礎を学ぶ	伊藤西岡
3	4月23日(火) 18:40~20:10	一部から全体の特徴をあてる(割合の推定と検定)	リサーチクエストに応じた研究を進める上で必要な統計的基礎を学ぶ	伊藤西岡
4	4月30日(火) 18:40~20:10	連続値データの密度関数と正規分布	リサーチクエストに応じた研究を進める上で必要な統計的基礎を学ぶ	伊藤西岡
5	5月7日(火) 18:40~20:10	母集団の分布を調べる(1)	リサーチクエストに応じた研究を進める上で必要な統計的基礎を学ぶ	伊藤西岡
6	5月14日(火) 18:40~20:10	母集団の分布を調べる(2)	リサーチクエストに応じた研究を進める上で必要な統計的基礎を学ぶ	伊藤西岡
7	5月21日(火) 18:40~20:10	介入効果を調べる	統計に基づく比較方法と効果の測定方法について学ぶ	伊藤西岡
8	5月28日(火) 18:40~20:10	順位和検定	統計に基づく比較方法と効果の測定方法について学ぶ	伊藤西岡
9	6月4日(火) 18:40~20:10	カイ二乗検定	統計に基づく比較方法と効果の測定方法について学ぶ	伊藤西岡
10	6月11日(火) 18:40~20:10	サンプルサイズ設計	統計に基づく研究対象者数の決め方を学ぶ	伊藤西岡
11	6月18日(火) 18:40~20:10	相関と回帰	目的変数と結果変数の関連を調べるための方法について学ぶ	伊藤西岡
12	6月25日(火) 18:40~20:10	ロジスティック回帰分析	目的変数と結果変数の関連を調べるための方法について学ぶ	伊藤西岡
13	7月2日(火) 18:40~20:10	生存時間解析	目的変数と結果変数の関連を調べるための方法について学ぶ	伊藤西岡
14	7月9日(火) 18:40~20:10	統計解析結果の読み解き方	実際に研究で使用された統計解析の結果の読み解き方について実例をもとに学ぶ	伊藤西岡
15	7月23日(火) 18:40~20:10	学習課題の発表	講義をもとに、履修生が統計に関する練習問題と解答を作成し、発表する。	伊藤西岡

# 公衆衛生学基礎

## Fundamentals of Hygiene and Public Health

### 1. 目的と目標

公衆衛生とは、社会の組織的な取り組みを通じて、健康の維持・向上、疾病予防をめざす科学であり技術である。公衆衛生活動は、科学技術と社会的価値の変化に伴って変わるが、その目的とするところは同じである。この科目では公衆衛生学、疫学、行動科学を概括する。さらに公衆衛生に関する課題に対してエビデンスに基づいた提言を行うに必要な基礎的な疫学を習得する。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【衛生学・公衆衛生学】玉置 淳子（教授）※、久藤 麻子（講師）、津田 晃司（助教）

### 3. 授業形態・単位数

講義（1単位）

### 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

前期・火曜日5限（17：00～18：30）

\*詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月9日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（1）	EBMの基本、研究デザイン、疫学的指標、疫学の基本	玉置
2	4月16日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（1）	EBMの基本、研究デザイン、疫学的指標、疫学の基本	津田
3	4月23日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（1）	EBMの基本、研究デザイン、疫学的指標、疫学の基本	玉置
4	4月30日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（1）	EBMの基本、研究デザイン、疫学的指標、疫学の基本	玉置
5	5月7日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（2）	地域保健、成人保健の現状と対策の基本	玉置
6	5月14日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（3）	母子保健に関する疫学研究の実際	久藤
7	5月21日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（3）	EBMの基本、研究デザイン、疫学的指標、疫学の基本	玉置
8	5月28日（火） 17:00～18:30	公衆衛生・疫学・行動科学の基礎（3）	EBMの基本、研究デザイン、疫学的指標、疫学の基本	玉置





# 専 門 科 目

コース科目（医療科学）



# 検査診断学演習

Seminar of Clinical Examination and Diagnostics

## 1. 目的と目標

様々な疾患の診断、病型やステージ評価、治療方針決定、そして治療効果の判定には、種々の検査が行われている。主なものに血液・生化学的検査、画像検査（放射線、核磁気共鳴、超音波）、病理組織学的検査、および内視鏡検査（気管支、消化管など）が実臨床で行われている。本科目では、大阪医科薬科大学病院の各検査部門において各種検査の実際の現場での演習を通し、その理論、具体的な結果、臨床的考察、および課題について学修する。さらに、内科系診療科のカンファレンスに参加し、これらの検査結果をどのように診断に活用するかについて討議する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【内 科 学 II】西川浩樹（教授）<sup>\*</sup>、朝井章（准教授）、菅原徳瑛（助教）、西川知宏（助教）  
【化学療法センター】山口敏史（講師）  
【放射線診断学】山本和宏（専門教授）、小森剛（准教授）、中井豪（講師）  
【病理学】服部公亮（助教）  
【先端医療開発学寄附講座】宮寄孝子（特別任命教員講師）  
【内 科 学 I】今川彰久（教授）  
【医学教育センター】伊藤隆英（専門教授）  
【内 科 学 IV】荒若繁樹（教授）  
【内 科 学 III】星賀正明（教授）  
【消化器内視鏡センター】小倉健（専門教授）

## 3. 授業形態・単位数

演習（2単位）

## 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・木曜日1限（9：00～10：30）、6限（10：40～12：10）

\*授業内容により曜日、時間が異なる場合があります。詳細は別表参照。

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

8. 事前準備受講要件等

臨床内科学概論を受講していることが望ましい。但し、やむを得ない事情のある場合は1年次の受講を認める。

9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

回	日程・場所	集合場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1-2	4月11日(木) 9:00~12:10	集合時間:8:50 集合場所:大学病院 新本館A棟12F がん医療総合センターセミナー室	血液検査	血液・生化学的検査、血清学的検査等について学修し、各種検査器機と解析方法の実際について討議する。	山口 PHS:56569
3-4	4月18日(木) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:75病棟カンファレンスルーム(病院7号館5階)	肝疾患に関する血液検査	肝疾患に関する血液・生化学的検査、血清学的検査等について学修する。	西川(知) PHS:53368
5-6	4月25日(木) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:P615室(新講義実習棟6階)	血液検査	血液・生化学的検査、血清学的検査等について学修し、各種検査器機と解析方法の実際について討議する。	朝井 PHS:56442
7-8	5月9日(木) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:総合研究棟5F病理学教室会議室(506)	病理学検査	病理検査(組織診、細胞診、術中迅速)を総合的に学修するとともに、各種臨床検査との連携、役割についても討議する。	服部
9-10	5月16日(木) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:総合研究棟5F病理学教室会議室(506)	病理学検査	病理解剖を学修するとともに、各種臨床検査との連携、役割についても討議する。	服部
11-12	5月27日(月) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:放射線科カンファレンス室(病院6号館地下1階)	画像検査	IVR(Interventional Radiology)診療を通して「画像診断装置と画像診断技術の概要」ならびに「主要な疾患についての画像所見」の体系的な臨床講義を行う。	山本 PHS:56508
13-14	6月3日(月) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:放射線科カンファレンス室(病院6号館地下1階)	画像検査	核診断	小森 PHS:56334
				骨盤部診断	中井
15-16	6月3日(月) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:78カンファレンス室(病院7号館8階)	検査結果の活用	各内科診療科のカンファレンスに参加し、各種検査結果の診断への活用について討議する。 (「治療学演習」と同時開講とする)	今川
17-18	6月20日(木) 8:00~11:10	集合時間:8:00 (心臓血管外科との合同カンファレンス) 集合場所:カンファレンス室(C棟(手術棟)1階)※事前連絡要	検査結果の活用	各内科診療科のカンファレンスに参加し、各種検査結果の診断への活用について討議する。 (「治療学演習」と同時開講とする)	星賀 PHS:56496

回	日程・場所	集合場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
19-20	<u>6月26日(水)</u> 9:30~12:40	集合時間:9:30 集合場所:シミュレーション室(病院管理棟2階)	心臓超音波検査	超音波の原理と特性について学修するとともに、心臓超音波検査の基本的画像および表示法について講義する。	伊藤 PHS:56646
21-22	<u>6月26日(水)</u> <u>13:30~16:40</u>		心臓超音波検査	各心疾患の病態生理を理解するとともに、健常者および心疾患患者の超音波画像の解析および解釈について実習・講義を行う。	伊藤 PHS:56646
23-24	7月4日(木) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:消化器内視鏡センター(病院外来棟2階)	消化管内視鏡検査	消化管内視鏡検査について学修し、各種検査器機と解析方法の実際について討議する。	宮崎 PHS:58597
25-26	7月11日(木) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:消化器内科外来前(病院7号館2階)	消化器内視鏡検査	消化管内視鏡検査(主に上部消化管)について学修し、各種検査器機と解析方法の実際について討議する。	菅原 PHS:53932
27-28	7月25日(木) <u>14:00~17:10</u>	集合時間:14:00 集合場所:75病棟カンファレンスルーム(病院7号館5階)	検査結果の活用	各内科診療科のカンファレンスに参加し、各種検査結果の診断への活用について討議する。	小倉 PHS:56413
29-30	<u>8月9日(金)</u> <u>8:30~11:40</u>	集合時間:8:30 集合場所:76病棟カンファレンスルーム(病院7号館6階)	検査結果の活用	脳神経内科のカンファレンス・回診に参加し、各種検査結果の診断への活用について討議する。	荒若 PHS:58127

# 治療学演習

## Seminar of Therapeutics

### 1. 目的と目標

適切かつ正確に診断がなされた疾患に対し、様々な治療が行われる。投薬治療、消化器内視鏡を用いた治療、手術による外科治療（一般、各種内視鏡下）、放射線照射による治療、そして血管内カテーテルによる治療が代表的である。それぞれの治療は日進月歩に進化している。本科目では大阪医科薬科大学病院の診療科において各種治療の実際の現場での演習を通し、その適応、手技、治療成績、そして合併症などの課題について学修する。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【胸部外科学】根本 慎太郎（専門教授）※、花岡 伸治（特別職務担当教員（教授））、  
小澤 英樹（講師（准））

【脳神経外科学】平松 亮（講師）、亀田 雅博（特別職務担当教員（講師））

【整形外科】嶋 洋明（講師（准））

【リハビリテーション医学】佐浦 隆一（教授）、富岡 正雄（准教授）、仲野 春樹（講師）

【内科学Ⅱ】柿本 一城（講師）

【一般・消化器外科学】朝隈 光弘（講師）、米田 浩二（講師）

【放射線腫瘍学】二瓶 圭二（教授）、新保 大樹（講師）、吉岡 裕人（助教）

【内科学Ⅰ】今川 彰久（教授）

【内科学Ⅲ】星賀 正明（教授）、森田 英晃（講師）、宮村 昌利（講師（准））、  
山内 洋平（助教）

### 3. 授業形態・単位数

演習（2単位）

### 4. 評価方法

討議への参加度（40%）、レポート（60%）による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

前期・木曜日3限（13：00～14：30）、4限（14：40～16：10）

\*授業内容により曜日、時間が異なる場合があります。詳細は別表参照。

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

8. 事前準備受講要件等

臨床内科学概論及び臨床外科学概論を受講していることが原則必須である。但し、やむを得ない事情のある場合は1年次の受講を認める。

9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。



5. 講義スケジュール

回	日程・場所	集合場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1-2	4月11日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:脳神経外科医局(中央診療棟5階)	外科手術(脳神経外科)	direct surgery(開頭術、シャント術など)の見学。 脳血管内手術の見学。 実際使用しているデバイスに触れる。	亀田 PHS:56674 平松 PHS:53377
3-4	4月18日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:整形外科医局(病院6号館2階)	整形外科診断・治療	整形外科診断に必要な検査の実際	嶋 PHS:56561 医局:2364
5-6	4月25日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:6号館1階リハビリテーションセンター	リハビリテーション診断・治療	筋電図や超音波検査、嚥下内視鏡、神経ブロックなどの検査や治療の見学と体験を通してリハビリテーション医療の実際に触れる。	佐浦 富岡 仲野 PHS:56433
7-8	5月9日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:胸部外科医局(中央診療棟3階)	外科手術(心臓外科)	手術室における外科治療と術後管理の実際(場合によって、動画を用いた心臓血管外科手術聴講と討議)	小澤 PHS:56654
9-10	5月16日(木) 14:00~17:10	集合時間:14:00 集合場所:消化器内視鏡センター(病院新本館A棟4階)	薬物治療	カンファレンスに参加し、薬物治療の実際について討議する。	柿本 PHS:53448
11-12	5月22日(水) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:胸部外科医局(中央診療棟3階)	外科手術(呼吸器外科)	手術室における外科治療(一般、鏡視下)の実際	花岡 PHS:56208
13-14	6月3日(月) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:78カンファレンス室(病院7号館8階)	薬物治療	カンファレンスに参加し、薬物治療の実際について討議する。 (「検査診断学演習」と同時開講とする)	今川
15-16	6月10日(月) 9:00~12:10	集合時間:9:00 集合場所:手術室(中央手術棟)	外科手術(消化器外科)	手術室における外科治療(一般、鏡視下)の実際 ※集合時間までにオペ着等着替え、手術室案内(教員もしくは事務員の指示に従うこと。)	朝隈 米田 PHS:58367
17-18	6月20日(木) 8:00~11:10	集合時間:8:00 (心臓血管外科との合同カンファレンス) 集合場所:C棟1階カンファレンスルーム※事前連絡要	薬物治療	カンファレンスに参加し、薬物治療の実際について討議する。 (「治療学演習」と同時開講とする)	星賀 PHS:56496
19-20	6月20日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:病院本館(A棟)3階 低侵襲血管内治療センター	血管内カテーテル治療	血管内カテーテル(下肢動脈疾患)を用いた治療の実際	山内 PHS:53434

回	日程・場所	集合場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
21-22	7月4日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:病院本館(A棟)3階 低侵襲血管内治療センター	心血管内カテーテル治療	血管内カテーテル(冠動脈疾患)を用いた治療の実際	森田 PHS:56154
23-24	7月11日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:病院本館(A棟)3階 低侵襲血管内治療センター	心血管内カテーテル治療	不整脈疾患に対する治療の実際(場合によりカテーテル治療を見学する)	宮村 PHS:56510
25-26	7月18日(木) <u>14:00~17:10</u>	集合時間:14:00 集合場所:放射線治療室(病院6号館地下1階)	放射線治療	放射線治療総論	吉岡 PHS:56873
27-28	8月1日(木) 13:00~16:10	集合時間:13:00 集合場所:BNCTセンター	放射線治療	BNCTの見学	二瓶 PHS:56456
29-30	8月8日(木) <u>13:30~16:40</u>	集合時間:13:30 集合場所:放射線治療室(病院6号館地下1階)	放射線治療	放射線治療実習	新保 PHS:56429

# 医科実験演習

Seminar of Medical Experimental Science

## 1. 目的と目標

臨床における問題点を、基礎的研究手法を用いて検証し、創薬や医療機器開発へ応用するため、培養細胞や実験動物を用いた手技および解析手法を習得する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【生 化 学】 矢野 貴人 (教授)\*、村川 武志 (助教)、福井 健二 (助教)

【生 理 学】 小野 富三人 (教授)、佐々木 真理 (講師)、江頭 良明 (講師 (准))、  
山下 愛美 (講師 (准))、中城 光琴 (助教)

【実 験 動 物 部 門】 田中 淳 (助教)

【薬理学／創薬医学】 高井 真司 (教授)、金 徳男 (講師)

【口 腔 外 科 学】 植野 高章 (教授)、中島 世市郎 (講師)

【胸 部 外 科 学】 根本 慎太郎 (専門教授)

## 3. 授業形態・単位数

演習 (2 単位)

## 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2 / 3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

前期・金曜日 5 限 (17 : 00~18 : 30)、6 限 (18 : 40~20 : 10)

\* 詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

回	日程・場所	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1-2	4月12日(金) 17:00~20:10	総合研究棟4階 生化学教室研究室	生化学・分子生物学的実験	遺伝子およびタンパク質を抽出して定量、機能・構造解析する実験手技を習得する。	村川
3-4	4月19日(金) 17:00~20:10	総合研究棟4階 生化学教室研究室	生化学・分子生物学的実験	遺伝子およびタンパク質を抽出して定量、機能・構造解析する実験手技を習得する。	矢野
5-6	4月26日(金) 17:00~20:10	総合研究棟4階 生化学教室研究室	生化学・分子生物学的実験	遺伝子およびタンパク質を抽出して定量、機能・構造解析する実験手技を習得する。	福井
7-8	平日午後または土曜日に実施予定。 具体的な日程は、担当教員と相談の上、決定する。	総合研究棟7階 生理学教室 707室	細胞実験	実験動物および培養細胞を用いて、細胞生物学的・生理学的な実験手技を習得する。	小野 佐々木 江頭 山下 中城
9-10		総合研究棟7階 生理学教室 707室	細胞実験	実験動物および培養細胞を用いて、細胞生物学的・生理学的な実験手技を習得する。	小野 佐々木 江頭 山下 中城
11-12		総合研究棟7階 生理学教室 707室	細胞実験	実験動物および培養細胞を用いて、細胞生物学的・生理学的な実験手技を習得する。	小野 佐々木 江頭 山下 中城
13-14	5月31日(金) 17:00~20:10	第2研究館2階 実験動物センター	動物実験基礎	マウスやラットなどの小動物を使った実験モデルの作成およびデータ採取における基礎的手法を習得する(基本解説)。	田中
15-16	6月5日(水) 10:00~13:10	第2研究館2階 実験動物センター	動物実験基礎	マウスやラットなどの小動物を使った実験モデルの作成およびデータ採取における基礎的手法を習得する(手技実習)。	田中
17-18	6月14日(金) 17:00~20:10	第2研究館2階 実験動物センター	動物実験基礎	マウスやラットなどの小動物を使った実験モデルの作成およびデータ採取における基礎的手法を習得する(報告会、総括)。	田中
19-20	6月21日(金) 17:00~20:10	総合研究棟5階 創薬医学教室 研究室(501室)	創薬実験	臨床検体もしくは病態モデルの解析結果より見出した創薬ターゲットに対し、薬物もしくはアンチセンスなどを用いて培養細胞および病態モデルにおいて評価する方法を習得する。	高井 金
21-22	6月28日(金) 17:00~20:10	総合研究棟5階 創薬医学教室 研究室(501室)	創薬実験	臨床検体もしくは病態モデルの解析結果より見出した創薬ターゲットに対し、薬物もしくはアンチセンスなどを用いて培養細胞および病態モデルにおいて評価する方法を習得する。	高井 金

回	日程・場所	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
23-24	7月5日(金) 17:00~20:10	総合研究棟5階 創薬医学教室 研究室(501室)	創薬実験	臨床検体もしくは病態モデルの解析結果より見出した創薬ターゲットに対し、薬物もしくはアンチセンスなどを用いて培養細胞および病態モデルにおいて評価する方法を習得する。	高井 金
25-26	7月12日(金) 17:00~20:10	新講義実習棟 7階 P715	医療機器開発	臨床現場における課題を解決する医療機器の材料開発および実験動物を利用したコンセプト検証法を習得する(基礎、具体例解説)。	植野 中島
27-28	7月16日(火) <u>10:00~13:10</u>	総合研究棟8階 胸部外科 研究室	医療機器開発	臨床現場における課題を解決する医療機器の材料開発および実験動物を利用したコンセプト検証法を習得する(大型動物実験見学実習)。	根本
29-30	7月24日(水) 17:00~20:10	総合研究棟8階 胸部外科 研究室	医療機器開発	臨床現場における課題を解決する医療機器の材料開発および実験動物を利用したコンセプト検証法を習得する(発表会、総括)	根本

# 医療機器開発概論

## Introduction to Development of Medical Devices

### 1. 目的と目標

次世代の医療の向上には、医療機器のイノベーションによる診断と治療の進歩が不可欠である。基礎研究から応用研究に至るアイデアは、実用化までには知的財産権の確保、臨床応用に向けた薬事申請と承認、そして企業との事業化という障壁を越えて行く必要がある。本科目ではその実用化までのステップについて、具体例を通して学修する。加えて独自の開発計画を作成する方法について学ぶ。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【胸部外科学】根本 慎太郎 (専門教授)<sup>※</sup>

【一般・消化器外科学】朝隈 光弘 (講師)

【整形外科学】大槻 周平 (講師)

【口腔外科学】植野 高章 (教授)、中島 世市郎 (講師)

### 3. 授業形態・単位数

講義 (1 単位)

### 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

前期・火曜日 (17:30~19:00)

\* 詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

## 5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟 6階 P615室

※ 4月26日のみ、総合研究棟 8階 胸部外科研究室ミーティングルーム

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月9日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(1)	スタートアップ：解決課題の探索、開発への企業コンソーシアム	朝隈
2	4月16日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(2)	ゴール設定：医療機器クラス分類と薬事戦略	大槻
3	4月26日(金) <sup>*</sup> 17:30~19:00	医療機器開発(3)	知的財産の獲得と運用、課題説明	根本
4	4月30日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(4)	製造承認申請に向けた非臨床試験、治験	大槻
5	5月7日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(5)	医療機器製造、品質管理	根本
6	5月14日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(6)	患者に届けるための保険償還、実用化、事業化	植野 中島
7	5月21日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(7)	市販後調査、展開	根本
8	5月28日(火) 17:30~19:00	医療機器開発(8)	課題発表会、まとめ	大槻





## 専 門 科 目

コース科目 (SDGs/SDH・社会健康医療学)



# 病院災害危機管理総論

## Introduction to Hospital and Disaster Crisis Management

### 1. 目的と目標

病院が被災し、機能を減じることは、地域社会にとって重大な損失である。そのために、十分な防災および、被災しても事業が継続できるプランを立てる対策を立てておく必要がある。本科目では、院内および院外で発生する、あらゆる災害に対して医療職として知っておくべき危機管理について討議し、学修する。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【救急医学】高須 朗 (教授)\*、山川 一馬 (准教授)

【リハビリテーション医学】富岡 正雄 (准教授)

【医療安全推進室】新田 雅彦 (准教授)

【情報企画管理部】井口 健 (部長)

【感染対策室】小川 拓 (講師)

【急性期成人看護学】赤澤 千春 (教授)

### 3. 授業形態・単位数

講義 (1単位)

### 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

前期・月曜日 (15:00~16:30)

\* 詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

5月8日の講義までに『救急医療機関における CBRNE テロ対応標準初動マニュアル (永井書店)』\*を必ず予習すること。

※ 本学図書館に所蔵しています。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

※6月5日のみ、看護学部棟3階 演習室1

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月8日(月) 15:00~16:30	災害医療と病院被害	地震、津波など自然災害など院外で発生した災害に対して、病院の被災予想と、その対策を過去の事例を基に、今後医療施設が行うべき対策について学修する。	富岡
2	4月15日(月) 15:00~16:30	院内発生災害に対する危機管理	火災や停電など、院内で発生した災害および急変対応に対して、現在の医療施設の脆弱性などの問題点を抽出し、これからの病院の危機管理について学修する。	富岡
3	5月13日(月) 15:00~16:30	サイバーテロ	病院内、病院間などの情報の電子化に伴い、秘匿性の高い個人情報狙われるようなサイバーテロに対して、病院が行っている対策や、個人が行うべき対策について学修する。	井口
4	5月20日(月) 15:00~16:30	CBRNE(化学・生物・放射性物質・核・爆発物)災害	今後増加すると予想される CBRNE(化学・生物・放射性物質・核・爆発物)災害について我が国の現状を概説し、病院が取り組むうえでの必要な知識を習得する。	高須
5	5月27日(月) 15:00~16:30	パンデミック	COVID-19 パンデミック時や麻疹の流行時の対応などの過去事例を通じ、感染源・感染経路・宿主という感染の三要素について理解し、危機管理として感染制御を行うために必要な知識と論理を習得する。	小川
6	6月3日(月) 15:00~16:30	害時要援護者への対応	小児、妊婦、高齢者、障がい者など、医療的な災害弱者が被災した際の状態を理解した上で、病院および医療者が事前および事後に行うべき対応をそれぞれのケースに応じて学修する。	新田
7	6月10日(月) <sup>*</sup> 15:00~16:30	災害時の看護師の役割	災害発生時に、看護師が担う役割を、急性期・亜急性期・慢性期のそれぞれのフェーズについて理解し、そのために看護師として身に着けておくべき知識・スキルについて学修する。	赤澤
8	6月17日(月) 15:00~16:30	DMAT 活動の実際	阪神・淡路大震災の教訓を元に、2005年、日本 DMAT(Disaster Medical Assistance Team) 養成事業が開始となった。専門的な訓練を受けた医師・看護師・事務職からなり、災害発生直後から活動する機動性を備えた医療チームである。東日本大震災や能登半島地震における活動内容を紹介することで、医療者が得ておくべき知識について学修する。	山川

# 多職種連携と病診連携総論

## Introduction to Interprofessional and Hospital-clinic Collaboration

### 1. 目的と目標

現在の高度複雑化した医療においては、円滑な多職種連携・病診連携の構築は必須である。本科目では、多職種連携や病診連携の意義やその実践について学ぶ。さらに、具体例として周術期・周産期・急性期・緩和・在宅・災害医療における連携について学び、その意義と課題について討議する。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【リハビリテーション医学】 富岡 正雄 (准教授)※

【一般・消化器外科学】 李 相雄 (教授)

【内 科 学 Ⅲ】 星賀 正明 (教授)

【救 急 医 学】 高須 朗 (教授)

【腫 瘍 内 科 学】 藤阪 保仁 (教授)

【臨床薬学教育研究センター】 角山 香織 (専門教授)

【母性看護学・助産学】 近澤 幸 (准教授)

【が ん 看 護 学】 鈴木 久美 (教授)

【急性期成人看護学】 赤澤 千春 (教授)

【在 学 看 護 学】 真継 和子 (教授)

【老 年 看 護 学】 樋上 容子 (准教授)

【医療安全推進室】 新田 雅彦 (准教授)

### 3. 授業形態・単位数

講義 (2単位)

### 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の2/3以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

後期・火曜日6限 (18:40~20:10)

\* 詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月1日(火) 18:40~20:10	多職種連携・病診 連携(1)	多職種連携・病診連携の意義、周術期医療における 多職種連携教育	李
2	10月8日(火) 18:40~20:10	多職種連携・病診 連携(1)	多職種連携・病診連携の意義、周術期医療における 多職種連携教育	星賀
3	10月15日(火) 18:40~20:10	多職種連携・病診 連携(2)	がん医療におけるがん関連学際領域との連携	藤阪
4	10月22日(火) 18:40~20:10	多職種連携・病診 連携(2)	職種連携・病診連携システムの構築	高須
5	10月29日(火) 18:40~20:10	多職種連携・病診 連携(1)	多職種連携・病診連携の意義、薬局における多職種 連携	角山
6	11月5日(火) 18:40~20:10	周産期医療における 連携	周産期医療における多職種・病診連携システム	近澤
7	11月12日(火) 18:40~20:10	周産期医療における 連携	周産期医療における多職種・病診連携システム	近澤
8	11月19日(火) 18:40~20:10	緩和医療における 連携	がん医療・緩和医療における多職種・病診連携システム	鈴木
9	11月26日(火) 18:40~20:10	緩和医療における 連携	がん医療・緩和医療における多職種・病診連携システム	鈴木
10	12月3日(火) 18:40~20:10	急性期における連携	急性期医療における多職種・病診連携システム	赤澤
11	12月10日(火) 18:40~20:10	急性期における連携	急性期医療における多職種・病診連携システム	赤澤
12	12月17日(火) 18:40~20:10	在宅医療における 連携	在宅医療における多職種・病診連携システム	真継
13	12月24日(火) 18:40~20:10	老年医療における 連携	老年期医療における多職種・病診連携システム	樋上
14	1月7日(火) 18:40~20:10	災害医療における 連携	災害医療における多職種・病診連携システム	富岡
15	1月14日(火) 18:40~20:10	医療安全における 連携	病院医療安全における多職種・病診連携システム	新田

# 急性期・慢性期医療総論

## Introduction to Medical Care for Acute and Chronic Phases

### 1. 目的と目標

医学の進歩とともに、医療も高度化・複雑化し、かつ、領域ごとにも分化して、急性期とそれ以降での役割分担が急速に進んでいる。そのため専門分野以外のことを学ぶ機会が少なく、新しい知識の修得が困難である。本科目では、さまざまな医療の基礎的な知識を歴史的な背景から最新の事例まで、また、国内および海外の状況含めて討議し、学修する。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【リハビリテーション医学】佐浦 隆一 (教授)<sup>※</sup>、富岡 正雄 (准教授)

【救命救急医学】高須 朗 (教授)

【医学教育センター】伊藤 隆英 (専門教授)

【医療安全推進室】新田 雅彦 (准教授)

【急性期成人看護学】赤澤 千春 (教授)

【慢性期成人看護学】飛田 伊都子 (教授)

【在宅看護学】真継 和子 (教授)

### 3. 授業形態・単位数

講義 (1単位)

### 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

前期・金曜日 (17:30~19:00)

\* 詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

適宜、紹介する。

### 8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

※5月24日、5月31日、6月7日は、看護学部棟3階 演習室1

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	4月12日(金) 17:30~19:00	急性期の医療	ドクターヘリやドクターカーなどの病院前救護、いわゆるプレホスピタル医療、および救命救急医療について、歴史と現状および今後のわが国の人口構造に合わせた救急医療について学修する。	高須
2	4月19日(金) 17:30~19:00	心不全の急性期・慢性期医療	「心不全」の医学的目標が患者の寿命を延ばすことからQOLを上げることに移行してから久しい。これを急性と慢性に区別し、原因、症状、診断、治療などについて学修する。	伊藤
3	4月26日(金) 17:30~19:00	リハビリテーション医療	急性期から回復期、そして生活期までのリハビリテーション医療の役割、法制度などを診療科・障害区分別に解説し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケアマネージャーなどリハビリテーション医療や介護保険下でのリハビリテーションマネジメントに従事する専門職に必要な知識を学修する。	佐浦
4	5月10日(金) 17:30~19:00	小児の医療	一般的な小児疾患における、診断と治療について理解したうえで、急性期と慢性期に行う治療や、海外との比較、これからの少子化時代における我が国の医療政策について学修する。	新田
5	5月17日(金) 17:30~19:00	高齢者の医療	超高齢社会における高齢者に対する医療について、急性期、慢性期を通じて学び、地域包括ケアシステムなど、時代とともに変遷していく医療政策などを具体的に学修する。	富岡
6	5月24日(金)* 17:30~19:00	急性期医療の看護師の役割	ICU、CCU、HCUなど高度な医療が行われている医療現場で、看護師が担う役割や、これから求められる知識・スキルについて学び、海外の看護師と比較しつつ我が国の現状を討議する。	赤澤
7	5月31日(金)* 17:30~19:00	慢性期医療の看護師の役割	長期的な経過をたどり、完治が難しいことが多いとされる慢性病と慢性病をもつ人の特徴を理解したうえで、慢性期医療に対応する看護師に求められる知識やスキルについて学修する。	飛田
8	6月7日(金)* 17:30~19:00	在宅の医療	訪問診療や訪問看護の充実により増えている在宅医療や、がん患者に対する緩和医療の現状を学び、多職種で臨む医療の中での看護師および自職種の役割について事例をもとに討議する。	真継



# 公衆衛生学・疫学の基本

Public Health and Epidemiology

## 1. 目的と目標

公衆衛生上の課題とその解決の方策を探る能力を養うために、公衆衛生学の概要について学修する。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【衛生学・公衆衛生学】玉置 淳子 (教授)\*、津田 晃司 (助教)

【クオリティ・インディケーター管理室】上田 英一郎 (特別職務担当教員 (教授))

## 3. 授業形態・単位数

講義 (2 単位)

## 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2 / 3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

後期・火曜日 5 限 (17 : 00~18 : 30)

\* 詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

公衆衛生学基礎、医療統計学基礎を修了していること。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月3日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	公衆衛生概論、疾病統計、研究デザイン、スクリーニング、誤差とバイアス等の疫学の基本	玉置
2	10月10日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	公衆衛生概論、疾病統計、研究デザイン、スクリーニング、誤差とバイアス等の疫学の基本	玉置
3	10月17日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	公衆衛生概論、疾病統計、研究デザイン、スクリーニング、誤差とバイアス等の疫学の基本	津田
4	10月24日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	公衆衛生概論、疾病統計、研究デザイン、スクリーニング、誤差とバイアス等の疫学の基本	津田
5	10月31日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	公衆衛生概論、疾病統計、研究デザイン、スクリーニング、誤差とバイアス等の疫学の基本	玉置
6	11月7日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	公衆衛生概論、疾病統計、研究デザイン、スクリーニング、誤差とバイアス等の疫学の基本	玉置
7	11月14日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (1)	リサーチクエスションとエビデンス・テーブル作成課題の説明	玉置
8	11月21日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (2)	我が国の保健医療制度の特徴、保険診療の仕組み、保険診療と介護保険との関係	上田
9	11月28日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (2)	我が国の保健医療制度の特徴、保険診療の仕組み、保険診療と介護保険との関係	上田
10	12月5日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (3)	予防医学、公衆衛生活動における生活習慣病、成人保健における課題への取り組み	玉置
11	12月12日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (3)	予防医学、公衆衛生活動における生活習慣病、成人保健における課題への取り組み	玉置
12	12月19日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (3)	予防医学、公衆衛生活動における生活習慣病、成人保健における課題への取り組み	玉置
13	12月26日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (3)	我が国の高齢者の現状、課題、介護保険制度、高齢者の疫学	津田
14	1月9日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (4)	リサーチクエスションとエビデンス・テーブル課題 学生発表と検討会	玉置
15	1月16日(火) 17:00~18:30	公衆衛生学・疫学 (4)	リサーチクエスションとエビデンス・テーブル課題 学生発表と検討会	玉置

# 健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標 1 : 理論編 (社会行動科学概論)

Social Determinants of Health for Sustainable Development Goals 1  
(Introduction to Social and Behavioral Science)

## 1. 目的と目標

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals :SDGs)」の目標に含まれる貧困、教育、ジェンダー、就労などの社会要因は、「健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health: SDH)」として健康を規定する。本授業では、持続可能な社会に貢献できる人材育成を目標に、SDH と健康の関わりを学ぶことにより、社会的な視点を持ち健康を考える能力を涵養することを目的とする。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【社会・行動科学】本庄 かおり (教授)※

【医療統計室】伊藤 ゆり (准教授)、西岡 大輔 (講師)

## 3. 授業形態・単位数

講義 (1 単位)

## 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

後期・水曜日 5 限 (17:00~18:30)

\* 詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

川上憲人, 橋本英樹, 近藤尚己 (編) 「社会と健康 健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ」, 東京大学出版会, 2015

リサ・F・パークマン, イチロー・カワチ, M・マリア・グリモール (編), 高尾総司, 藤原武男, 近藤尚己 (監訳), 「社会疫学 (上) (下)」, 大修館書店, 2017

Brunner E, Cable N, Iso H (eds), Health in Japan, Oxford University Press, 2020

## 8. 事前準備受講要件等

以下の動画の視聴により、最低限の事前知識を得ることが可能である。

西岡大輔, 健康の社会的決定要因 (SDH) を知ろう, 東大 TV,

Ola Rosling, The SDGs aren't the same old same old, Gapminder.

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月9日(水) 17:00~18:30	科目オリエンテーション SDGsとは (SDGsのゴール:すべて)	科目の概要、目的、修了時の到達目標について確認する。 SDGsの各ゴールの概要について、健康とデータサイエンスの視点から学習する。	本庄 伊藤
2	10月16日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	SDH・社会疫学概論 (SDGsのゴール:1,3,4,5,8,10,11,13,17)	SDHの概要ならびにSDHのエビデンス創出手法である社会疫学の特徴について学習する。	本庄
3	10月23日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	社会経済状況(SES)／職業による健康格差 (SDGsのゴール:1,3,4,5,8,10)	社会経済状況(SES)／職業による健康格差について学習する。	本庄
4	10月30日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	社会的サポート・ソーシャルネットワークの健康影響 (SDGsのゴール:3,17)	社会的サポート・ソーシャルネットワークの健康影響について学習する。	本庄
5	11月13日(水) 17:00~18:30	貧困と健康 (SDGsのゴール:1,2,3)	貧困の定義、貧困と健康の関係について学習する。 ディスカッションを通じて私たちにできることを考える。	西岡 本庄
6	11月20日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	環境の健康影響 (SDGsのゴール:3,11,13)	健康に影響を与える地域環境とその影響について学習する。	本庄
7-8	11月27日(水) <u>14:00~17:00</u>	SDHとしてのジェンダー (SDGsのゴール:3,5,10) SDH総括	SDHとしてのジェンダーとは何か、その健康影響について学習する。科目全体の総括	本庄

# 健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標 2：実践編

## Social Determinants of Health for Sustainable Development Goals 2

### 1. 目的と目標

健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標 1：理論編（社会・行動科学概論）において身につけた貧困、教育、ジェンダー、就労などの「健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health: SDH)」は、それぞれ国際連合が提唱する「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals :SDGs)」の目標に関連する。本授業では、持続可能な社会に貢献できる人材の育成を目指し、健康・医療福祉を含めた多角的な視点を示すことにより、研究・事業の計画立案や評価を行う能力を涵養することを目的とする。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【医療統計室】伊藤 ゆり (准教授)\*、西岡 大輔 (講師)

【衛生学・公衆衛生学】玉置 淳子 (教授)、久藤 麻子 (講師)

【社会・行動科学】本庄 かおり (教授)、鈴木 有佳 (非常勤講師)

### 3. 授業形態・単位数

講義 (1 単位)

### 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

後期・水曜日 5 限 (17:00~18:30)

\* 詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

Hans Roslings. FACTFULNESS- Ten Reasons We'Re Wrong About The World - And Why Things Are Better Than You Think. 2018 (翻訳書 ハンス・ロスリング (著) FACTFULNESS (ファクトフルネス) 10の思い込みを乗り越え、データを基に世界を正しく見る習慣. 日経 BP. 2019.  
Nakaya T and Ito Y. Eds The Atlas of Health Inequalities in Japan. Springer. 2019

### 8. 事前準備受講要件等

健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標 1：理論編 (社会・行動科学概論)

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	12月4日(水) 17:00~18:30	健康格差の記述疫学 (SDGsのゴール: 1,3,4,5,10)	健康格差のモニタリング手法に基づき、日本や世界の現状について概観し、課題を検討する。	伊藤 西岡
2	12月11日(水) 17:00~18:30	たかつきモデル ~ライフコース疫学~ (SDGsのゴール: 3,11)	地域と連携し実施するたかつきモデルプロジェクトより、妊婦・乳幼児を対象とした疫学研究について学ぶ。	玉置 久藤
3	12月18日(水) 17:00~18:30	疫学研究の実際 (ワークショップ形式) (SDGsのゴール: 3,17)	これまでの授業で学んできた疫学研究は、どのように計画・実施されているのか、具体例とともに学ぶ。	本庄 鈴木
4	12月25日(水) 17:00~18:30	がんと格差 (SDGsのゴール: 1,3,4,5,10)	がんの予防・検診・治療における格差モニタリングを通して、必要な介入について考える。	伊藤 西岡
5	1月8日(水) 17:00~18:30	社会福祉と医療 (SDGsのゴール: 1,3,10,16)	社会福祉による援助対象となる人を知り、医療による支援との違いを講義し、ディスカッションする。	伊藤 西岡
6	1月15日(水) 17:00~18:30	演習	中間発表、フィードバック	伊藤 西岡
7	1月22日(水) 17:00~18:30	外部講師による オープンセミナー	SDGsに携わる医学領域以外の学術機関の取り組みから学び、医療系専門職に求められる姿勢や実践を学ぶ。	ゲスト
8	1月29日(水) 17:00~18:30	まとめ・ ディスカッション	自分の研究テーマの社会的意義について考え、ディスカッションを行う。	全員

# 社会健康医療データ・サイエンス演習

Seminar of Data Science for Social Health Care

## 1. 目的と目標

臨床・疫学研究の実施において、研究デザインを学び、自身の研究目的に応じたデザインを正しく選択できる能力が肝要である。また、データ収集・データベース構築の方法や、利用する既存データベースの特徴や限界を理解した上で適切な統計手法を適用する必要がある。本演習では、パソコン・統計ソフトウェアを使用し、各自の研究テーマに応じた研究デザイン及びデータ収集・解析手法を学び、研究実施能力を身につけるための演習を行う。

## 2. 担当教員

※科目責任者

【医療統計室】伊藤 ゆり (准教授)<sup>※</sup>、西岡 大輔 (講師)、片岡 葵 (非常勤講師)、  
太田 将仁 (非常勤講師)、花房 真理子 (非常勤講師)

## 3. 授業形態・単位数

演習 (1 単位)

## 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

## 5. 講義スケジュール

後期・水曜日 6 限 (18:40~20:10)

\* 詳細は別表参照

## 6. 教科書

特に指定しない。

## 7. 参考書等

適宜、紹介する。

## 8. 事前準備受講要件等

医療統計学基礎を修了していること。

## 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月2日(水) 18:40~20:10	研究デザイン、データ収集	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
2	10月9日(水) 18:40~20:10	研究デザイン、データ収集	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	片岡伊藤西岡
3	10月16日(水) 18:40~20:10	データ分析の進め方(データの取り込み、データクリーニング、データの記述)	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
4	10月23日(水) 18:40~20:10	データ分析の進め方(データの取り込み、データクリーニング、データの記述)	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
5	10月30日(水) 18:40~20:10	データ分析の進め方(データの視覚化)	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
6	11月6日(水) 18:40~20:10	データ分析の進め方(データの視覚化)	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
7	11月13日(水) 18:40~20:10	データ分析の進め方(統計解析の実践)	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
8	11月20日(水) 18:40~20:10	データ分析の進め方(統計解析の実践)	リサーチクエストに応じた研究デザインの選択・データ収集・各種既存データの特徴・データベース構築・統計解析について、実際の研究結果や統計データを用いて学修する。	伊藤西岡
9	11月27日(水) 18:00~19:30	高度なデータ分析手法の実践	一歩進んだデータ分析の方法(傾向スコア分析など)とその結果の妥当性を、仮想データをもとに実践・確認することで、各自の研究テーマへの応用可能性を検討する。	太田伊藤西岡
10	12月4日(水) 18:40~20:10	データ・サイエンスの応用	各自の研究テーマに沿ったデータを使用し、解析計画の作成、解析の実施、解析結果の視覚的提示、考察までを行い、発表形式の演習を行う。	伊藤西岡
11	12月11日(水) 18:40~20:10	データ・サイエンスの応用	各自の研究テーマに沿ったデータを使用し、解析計画の作成、解析の実施、解析結果の視覚的提示、考察までを行い、発表形式の演習を行う。	伊藤西岡
12	12月18日(水) 18:40~20:10	データ・サイエンスの応用	各自の研究テーマに沿ったデータを使用し、解析計画の作成、解析の実施、解析結果の視覚的提示、考察までを行い、発表形式の演習を行う。	伊藤西岡



講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
13	12月25日 (水) 18:40~20:10	データ・サイエンス の応用	各自の研究テーマに沿ったデータを使用し、解析計画の作成、解析の実施、解析結果の視覚的提示、考察までを行い、発表形式の演習を行う。	花房 伊藤 西岡
14	1月8日 (水) 18:40~20:10	データ分析計画・結 果の発表	各自の研究テーマに関連するデータ分析の計画および結果を発表する。教室全体でディスカッションし、より洗練された研究へと仕上げる。	伊藤 西岡
15	1月15日 (水) 18:40~20:10	データ分析計画・結 果の発表	各自の研究テーマに関連するデータ分析の計画および結果を発表する。教室全体でディスカッションし、より洗練された研究へと仕上げる。	伊藤 西岡

# 社会行動科学概論

## Introduction to Social and Behavioral Science

### 1. 目的と目標

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals :SDGs)」の目標に含まれる貧困、教育、ジェンダー、就労などの社会要因は、「健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health: SDH)」として健康を規定する。本授業では、持続可能な社会に貢献できる人材育成を目標に、SDH と健康の関わりを学ぶことにより、社会的な視点を持ち健康を考える能力を涵養することを目的とする。

### 2. 担当教員

※科目責任者

【社会・行動科学】本庄 かおり (教授)\*

【医療統計室】伊藤 ゆり (准教授)、西岡 大輔 (講師)

### 3. 授業形態・単位数

講義 (1 単位)

### 4. 評価方法

討議への参加度 (40%)、レポート (60%) による。ただし、実授業時間の 2/3 以上出席しなければ評価を受けることができない。

### 5. 講義スケジュール

後期・水曜日 5 限 (17:00~18:30)

\* 詳細は別表参照

### 6. 教科書

特に指定しない。

### 7. 参考書等

川上憲人, 橋本英樹, 近藤尚己 (編)「社会と健康 健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ」, 東京大学出版会, 2015

リサ・F・バークマン, イチロー・カワチ, M・マリア・グリモール (編), 高尾総司, 藤原武男, 近藤尚己 (監訳), 「社会疫学 (上) (下)」, 大修館書店, 2017

Brunner E, Cable N, Iso H (eds). Health in Japan. Oxford University Press. 2020

### 8. 事前準備受講要件等

以下の動画の視聴により、最低限の事前知識を得ることが可能である。

西岡大輔. 健康の社会的決定要因 (SDH) を知ろう. 東大 TV.

Ola Rosling. The SDGs aren't the same old same old. Gapminder.

### 9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。

5. 講義スケジュール

講義場所：新講義実習棟7階 P715室

回	日程・場所	学習課題	内容並びに方法	担当教員
1	10月9日(水) 17:00~18:30	科目オリエンテーション SDGsとは (SDGsのゴール：すべて)	科目の概要、目的、修了時の到達目標について確認する。SDGsの各ゴールの概要について、健康とデータサイエンスの視点から学習する。	本庄 伊藤
2	10月16日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	SDH・社会疫学概論 (SDGsのゴール：1,3,4,5,8,10,11,13,17)	SDHの概要ならびにSDHのエビデンス創出手法である社会疫学の特徴について学習する。	本庄
3	10月23日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	社会経済状況(SES)／職業による健康格差 (SDGsのゴール：1,3,4,5,8,10)	社会経済状況(SES)／職業による健康格差について学習する。	本庄
4	10月30日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	社会的サポート・ソーシャルネットワークの健康影響 (SDGsのゴール：3,17)	社会的サポート・ソーシャルネットワークの健康影響について学習する。	本庄
5	11月13日(水) 17:00~18:30	貧困と健康 (SDGsのゴール：1,2,3)	貧困の定義、貧困と健康の関係について学習する。ディスカッションを通じて私たちにできることを考える。	西岡 本庄
6	11月20日(水) 17:00~18:30 (オンデマンド)	環境の健康影響 (SDGsのゴール：3,11,13)	健康に影響を与える地域環境とその影響について学習する。	本庄
7-8	11月27日(水) <u>14:00~17:00</u>	SDHとしてのジェンダー (SDGsのゴール：3,5,10) SDH総括	SDHとしてのジェンダーとは何か、その健康影響について学習する。科目全体の総括	本庄



# 特別研究



# 特別研究

## Master's Thesis Research

### 1. 目的と目標

特別研究においては、学生が各々の専門領域における特定の課題について研究に取り組み、修士論文を作成するための能力を身につける。具体的には、各領域の現場・実地における課題を抽出、分析し、研究の意義を明らかにし、研究計画を立案し、研究を実施することにより、研究実践能力を養う。

### 2. 担当教員

(順不同)

【解剖学】近藤 洋一	【小児科学】芦田 明
【生理学】小野 富三人	【神経精神医学】金沢 徹文
【生化学】矢野 貴人	【口腔外科学】植野 高章
【薬理学 / 創薬医学】高井 真司	【耳鼻咽喉科・頭頸部外科学】
【病理学】廣瀬 善信	【産婦人科学】大道 正英
【微生物学・感染制御学】中野 隆史	【胸部外科学】勝間田 敬弘
【衛生学・公衆衛生学】玉置 淳子	【脳神経外科学】鰐淵 昌彦
【法医学】佐藤 貴子	【整形外科学】
【社会・行動科学】本庄 かおり	【放射線診断学】大須賀 慶悟
【内科学 I】今川 彰久	【放射線腫瘍学】二瓶 圭二
【内科学 II】西川 浩樹	【泌尿器科学】東 治人
【内科学 III】星賀 正明	【麻酔科学】南 敏明
【内科学 IV】荒若 繁樹	【形成外科学】上田 晃一
【腫瘍内科学】藤阪 保仁	【リハビリテーション医学】佐浦 隆一
【総合診療医学】鈴木 富雄	【救急医学】高須 朗
【眼科学】喜田 照代	【一般・消化器外科学】李 相雄
【皮膚科学】森脇 真一	【医療統計室】伊藤 ゆり

### 3. 授業形態・単位数

演習（8単位）

### 4. 評価方法

研究経過報告と修士論文審査

### 5. 講義スケジュール

土曜日 1限（9：00～10：30）、2限（10：40～12：10）

### 6. 教科書

特に指定しない。

7. 参考書等

適宜、紹介する。

8. 事前準備受講要件等

授業に主体的に参加することを期待する。

9. オフィスアワー

各自メールにて時間予約する。



<授業の進め方>

1. 関心のある領域、課題について現状分析や文献検討を行い、研究課題と方法論を明確にする。
2. 研究計画書を作成し、必要であれば研究倫理審査を受ける。
3. 研究倫理審査の結果を受けて、研究計画に沿って研究を進める。
4. データを分析し、分析結果を考察し修士論文としてまとめる。
5. 修士論文の内容をプレゼンテーションする。

<研究指導体制>

1. 基本的には集団指導体制をとる。
2. 通常は主研究指導教員の指導を受け、研究計画書の作成、研究経過報告を行う。
3. セメスター毎に1～2回は副研究指導教員も交えて研究の進捗状況を確認する。

<研究内容>

担当教員	研究内容
近藤 洋一 教授 (解剖学)	疾患モデル動物や培養細胞を対象とし、組織および細胞レベルでの形態学的解析が中心となる課題の研究指導を行う。
小野 富三人 教授 (生理学)	生きた細胞や動物の系で、神経細胞の機能を電気生理学的・光学的・分子生物学的手段を用いて解析し、病態生理の解明につながる研究を行う。
矢野 貴人 教授 (生化学)	タンパク質科学的解析技術や遺伝子操作技術を用いた、生体物質の定量、機能・構造解析、生体反応測定に関する課題の研究指導を行う。
高井 真司 教授 (薬理学/創薬医学)	病態モデル動物に対する薬物による全身性および各臓器に与える影響の評価、各臓器の生化学的および組織学的解析を行い、薬効評価に関する課題の研究指導を行う。
廣瀬 善信 教授 (病理学)	主に腫瘍性疾患における組織から個細胞レベルに至る分子病理学的変化、およびそのメカニズムに関する課題の研究指導を行う。
中野 隆史 教授 (微生物学・感染制御学)	病原微生物が持つ病原メカニズムの解析、病原体に対する宿主の反応、感染制御に関する課題の研究指導を行う。
玉置 淳子 教授 (衛生学・公衆衛生学)	疫学の基礎的考え方、解析方法を指導し、生活習慣病、健康寿命延伸に関連した課題、もしくは自ら設定した課題について研究指導を行う。
佐藤 貴子 教授 (法医学)	死因究明における法医学的諸問題に対して、疫学的もしくは遺伝学的および精密質量分析技術を用いて問題解決を目指す課題の研究指導を行う。
本庄 かおり 教授 (社会・行動科学)	社会疫学の手法を用い、社会的健康格差、社会的健康決定要因の健康への影響とそのメカニズム解明に関する課題の研究指導を行う。
今川 彰久 教授 (内科学 I)	内分泌代謝内科学、血液内科学、あるいは呼吸器内科学における基礎的・臨床的課題に関して疫学的あるいは分子生物学的手法を用いた研究指導を行う。

担当教員	研究内容
西川 浩樹 教授 (内科学Ⅱ)	消化器内科学における昨今のニーズに対応しつつ、次世代に注目されるゲノム・Artificial intelligence (AI) 等にも対応できる人材が育成できるよう、研究指導を行う。
星賀 正明 教授 (内科学Ⅲ)	高齢化社会における循環器領域の医療および介護のニーズを抽出・分析し、チームアプローチによるコンコórdانس医療をはじめとする課題解決の研究指導を行う。
荒若 繁樹 教授 (内科学Ⅳ)	神経系疾患の病態理解における未解明の問題を把握し、細胞生物学的手法および疾患モデル動物を用いて有効な治療法の開発を目指した研究の指導を行う。
藤阪 保仁 教授 (腫瘍内科学)	臨床腫瘍学領域における、胸部悪性腫瘍等を中心としたがん薬物療法、支持療法の基礎的・臨床的課題に関する研究指導を行う。
鈴木 富雄 特務教授 (総合診療医学)	医療面接、身体診察を含む臨床推論、QOL やコミュニケーションの評価を含む患者中心の医療、地域・家族まで対象にしたプライマリ・ケア診療、多職種連携に関する医療人教育などに関する課題解決の研究指導を行う。
喜田 照代 教授 (眼科学)	眼科学に関する基礎研究の実際の手技や多施設臨床研究のディスカッションを通じて眼科学のおもしろさを伝え、研究課題に興味をもつよう指導する。
森脇 真一 教授 (皮膚科学)	太陽紫外線による慢性皮膚障害である光老化、光発がんの病態を、光皮膚科学、光生物学、分子遺伝学的手法を用いて解明する研究の立案支援と実験指導を行う。
芦田 明 教授 (小児科学)	小児科およびLDセンター(高次脳機能研究所)での各診療領域(腎臓、消化器、内分泌、循環器、新生児、膠原病・アレルギー、血液、心身症・自律神経障害、学習障害・発達障害などの各診療領域における基礎的、臨床的課題について、疫学的、形態学的、分子生物学的な解析手法を用いて研究指導を行う。
金沢 徹文 教授 (神経精神医学)	発達障害、うつ病、統合失調症、認知症といった種々の精神疾患の病因解明を目指す研究を行うと同時に、実臨床の現場に還元しうる計画を見据えた指導を行う。
植野 高章 教授 (口腔外科学)	高齢者のう蝕や歯周病などの口腔健康の状態が全身疾患に与える影響についての理解とそのメカニズム解明を課題とした研究の指導を行う。
(耳鼻咽喉科・頭頸部外科学)	耳鼻咽喉科学、頭頸部外科学における基礎的および臨床的課題を抽出し、疫学的、基礎医学的手法を用いて関係課題に対する研究指導を行う。
大道 正英 教授 (産婦人科学)	婦人科腫瘍学、周産期学、生殖内分泌学、女性ヘルスケア学において、学生が関心を持っている分野に関する医療の課題を抽出し、解決のための研究指導を行う。
勝間田 敬弘 教授 (胸部外科学)	心臓血管外科・呼吸器外科領域の新規治療器材の開発、また、治療対象疾患における、術後急性期・中期・遠隔期の循環・呼吸機能および有害事象の予測因子について探査と検証を行う。

担当教員	研究内容
<p>鰐淵 昌彦 教授 (脳神経外科学)</p>	<p>脳腫瘍の増殖や遊走能についての分子生物学的解析、光免疫療法の機序解明、ホウ素中性子捕捉療法の基礎的解析、脊髄疾患の臨床的課題解決などの研究指導を行う。</p>
<p>(整形外科学)</p>	<p>運動器疾患やスポーツ障害の病態に関与する因子を抽出、分析し、運動機能の維持や障害予防に関する研究について指導をすすめる。</p>
<p>大須賀 慶悟 教授 (放射線診断学)</p>	<p>各種医用画像モダリティによる疾患の病態把握や治療効果予測、および画像診断の治療的応用であるインターベンショナル・ラジオロジー(IVR)に関する課題の研究指導を行う。</p>
<p>二瓶 圭二 教授 (放射線腫瘍学)</p>	<p>がん診療における放射線治療の社会的・臨床的課題を抽出・分析し、多様な病態に対応した適切な放射線治療およびその支持療法の提供に関する課題の研究指導を行う。</p>
<p>東 治人 教授 (泌尿器科学)</p>	<p>尿路上皮癌に対する新規治療法の開発と治療効果の検討、または、排尿障害に対する新規外科的治療の検討に関して研究指導を行う。</p>
<p>南 敏明 教授 (麻酔科学)</p>	<p>麻酔科学、ペインクリニック、集中治療周術期管理を中心に、臨床研究指導を行う。 痛みのメカニズム解明の基礎研究指導を行う。</p>
<p>上田 晃一 教授 (形成外科学)</p>	<p>患者のケロイド体質の違いによる、ケロイド、肥厚性瘢痕の放射線治療・保存的治療・手術療法の効果の違いについての研究指導を行う。</p>
<p>佐浦 隆一 教授 (リハビリテーション医学)</p>	<p>健康寿命の延伸に資するためのリハビリテーション医学・医療の課題を抽出・分析し、運動習慣の獲得、日常活動の維持や転倒予防などに関する研究指導を行う。</p>
<p>高須 朗 教授 (救急医学)</p>	<p>救急搬送システムとプレホスピタルケアに関する社会的問題点を抽出、分析して、それらを解決出来る最適モデルの構築に関する課題の研究指導を行う。</p>
<p>李 相雄 教授 (一般・消化器外科学)</p>	<p>消化器・乳腺がんの病態に対する分子学的機序の解明や、切除不能固形がんに対する新規創薬開発に関する研究指導を行う。</p>
<p>伊藤 ゆり 准教授 (医療統計室)</p>	<p>臨床現場で生じた疑問から研究疑問を構築し、既存統計資料を活用したデータ分析、結果の視覚化、考察を論文にまとめる指導を行う。Sustainable Development Goals (SDGs)の観点に基づく研究成果の社会への貢献に関しても併せて指導する。次世代のがんプロフェッショナル養成プランのプログラムを選択する者の研究指導も行う。</p>

# 学位(修士)論文の執筆要領と審査について

## I. 学位(修士)論文執筆要領

### 1. 論文全体の構成

学位(修士)論文は、原則として以下の順の大項目からなる。

① 「目次」	
② 「略語一覧」	
③ 「要旨」	
④ 「序論」	研究の背景・目的等を記載する。
⑤ 「研究方法」	研究(実験)に用いた対象(材料)、研究(実験)方法、解析方法等を記載し、研究倫理審査委員会、実験動物委員会等を受審した研究については、承認番号を明記する。
⑥ 「結果」	「結果」と「考察」は必要に応じて、「結果と考察」としてまとめることができる。
⑦ 「考察」	
⑧ 「結論」	
⑨ 「参考文献」	
⑩ 「謝辞」	

※ 図表は、各々に通し番号を付け、本文中の適切な箇所に挿入する。

※ 提出にあたっては、表紙(後記)を付け、任意のファイルに綴じる。

### 2. 論文の書式

- A4 版用紙の縦向き、横書き 40 文字 × 40 行とする。
- 上余白は 35 mm、その他(左・右・下)の余白は 30 mmとする。
- 「目次」～「謝辞」の大項目ごとにページを改める。
- 「要旨」は 1 ページ以内とする。
- ページ番号は「要旨」を第 1 ページとし、以下論文全体にわたって通し番号をページの下部、欄外中央に付す。
- 文字の大きさは、原則として本文においては[10.5 ポイント]の[MS 明朝体]を使用し、アルファベット・数字は[半角]で[Times New Roman 体]を使用する。  
ただし、表紙、図表、本文中の見出し等については、[MS ゴシック体]、[太字]等の各種フォントを用いてよい。
- 外国人名、日本語訳が定着していない学術用語などは原則として原綴で書く。
- 句読点は全角「。」と「、」を用いる。
- 文体は「である調」を基本とする。
- 論文に 3 回以上繰り返される語は略語を用いてよいが、初出の時は完全な用語を用いて「○○完全な用語○○(略語)」と明記する。
- 大項目を中・小項目等の区分に分け、見出しを設ける場合は、以下の<例>のとおりとする。

<例> 研究方法

1. ○○○○○○
  - 1) ○○○○○○
    - ① ○○○○○○
    - ② ○○○○○○
  - 2) ○○○○○○
    - ① ○○○○○○
    - ② ○○○○○○
2. ○○○○○○
  - 1) ○○○○○○

※ ①、②…よりさらに下位の区分が必要であれば、任意に設けてよい。

### 3. 論文の表紙

- 論文の表紙は下記のとおりとする。
- 英文題目は、文頭の単語の最初の1文字のみを大文字とする。

修士論文
論文題目
○○○○…和文…○○○○
Abcde …英文…○○○○
(西暦) 年 月
○○○○コース専攻
名前
大阪医科薬科大学大学院医学研究科

### 4. 図表

- 本文中での出現順に「図 1」「図 2」…「表 1」「表 2」… のように通し番号を振り、全角スペース 1 つ分空けてからタイトル名を簡潔に記す。  
(例: 図 1\_○○○○○)
- 図の番号・タイトルと説明文は各図の下に付す。
- 表の番号・タイトルは各表の上に、説明文は下に付す。

## 5. 参考文献

- 本文中での出現順に 1, 2, 3… のように通し番号を振り、引用箇所「(1)」、「(1-3)」、「(1, 5, 11)」と記す。
- 欧文雑誌の場合は American Medical Association (AMA) にならい、著者名(共著者のある場合は全名を記載する。ただし著者が 7 名以上の場合は筆頭 3 名を記載し、あとは et al.として省略できる)、表題、雑誌名(正規の略名)、出版西暦年次、巻(号)、初頁-終頁の順に記す。

【例】Puig JG, Michan AD, Jimenez ML, et al. Female gout: clinical spectrum and uric acid metabolism. Arch Intern Med.1991; 151(4):726-732.

- 和文雑誌も AMA に準ずることとする。
- 単行本の場合は、著者名、書籍名、版数、発行地名、発行社名、西暦年次の順に記す。
- 書籍の中の 1 章を参考文献にする場合は、著者名、章名、書籍編集者名、書籍名、版数 ed.、発行地名、発行社名、発行年次、初頁-終頁の順に記す。
- インターネットの場合、文責者名(組織名、代表者でも可)、タイトル、掲載ホームページのアドレス(サイトマップ上の位置)、取得(ダウンロード)年月日の順に記す。

【例】大阪府感染症情報センター、インフルエンザ、

<http://www.iph.pref.osaka.jp/infection/influ/shingata.html>

(大阪府感染症情報センタートップページ>疾患別情報>インフルエンザ)、2022 年 12 月 1 日

- インターネット上の情報はしばしば書き換えられるため、ダウンロードしたコピーファイルは執筆者が保存することとする。

---

## II. 学位(修士)論文の提出

学位の申請者は作成した学位(修士)論文を提出期限内に 3 部、学務部医学事務課(大学院担当)に提出する。

※ 提出期限は最終学年の 1 月初旬である。日時等、詳細については、医学事務課(大学院担当)より別途通知する。

---

## III. 学位(修士)論文の審査

学位の申請者は、医学研究科教授会で選出された 1 名の主査と 2 名の副査による学位(修士)論文の審査ならびに口頭試問を受ける。

学位の申請者は、論文審査および口頭試問の終了後、主査および副査の意見を踏まえ、学位(修士)論文に必要な修正を行い、審査発表会後の指定の期日に医学事務課(大学院担当)に提出する。

---

## IV. 修士論文審査発表会

発表会の実施方法など、詳細については医学事務課(大学院担当)より別途通知する。

### 1. 実施方法

- 発表会は最終学年の 2 月に開催する。
- パワーポイントを用いた口頭発表とする。

- 発表 15 分、質疑応答 15 分とする。
- 本学の医学部教員および医学研究科学生が参加でき、主査の判断により質疑応答にも参加できる。

## 2. 審査項目

- 審査は、評価表(次頁)に基づいて行われる。

## V. 学位(修士)論文製本(最終版)の提出

審査発表会後に学位(修士)論文の修正が必要であれば  
修正を行い、製本したものを 2 部を最終版として  
医学事務課(大学院担当)に提出する。

最終版の背表紙には「題名(和文)」と「名前」を記載する。

表紙	修士論文
	論文題目
	○○○○…和文…○○○○
	Abcde …英文…○○○○
	(西暦) 年 月
	○○○○コース専攻
	名前
	大阪医科薬科大学大学院医学研究科

## VI. 学位(修士)論文審査の申請手続等

申請に必要な書類等の各種様式は大学院医学研究科のホームページからダウンロードする。  
その他、詳細については、医学事務課(大学院担当)から随時連絡する。

[https://www.ompu.ac.jp/education/g\\_med/master/degree/master\\_gakuishinsei\\_of\\_date.html](https://www.ompu.ac.jp/education/g_med/master/degree/master_gakuishinsei_of_date.html)

## 学位審査評価表

日付 \_\_\_\_\_

発表者氏名 \_\_\_\_\_

審査委員氏名 \_\_\_\_\_

### I. 学位論文の評価

研究目的の合理性

5    4    3    2    1

特記事項：

研究方法の妥当性

5    4    3    2    1

特記事項：

結果とそれに基づく考察・仮説の妥当性

5    4    3    2    1

特記事項：

研究成果の発展性、学術上及び応用面での貢献度

5    4    3    2    1

特記事項：

### II. プレゼンテーションの評価

発表時間の配分・厳守

可    不可

特記事項：

口頭発表の理論性・分かりやすさ

5    4    3    2    1

特記事項：

質疑応答の理論性・明晰性

5    4    3    2    1

特記事項：

研究課題の背景や意義についての十分な知識

5    4    3    2    1

特記事項：

研究手法や結果の解釈についての十分な理解

5    4    3    2    1

特記事項：

### III. 総合評価

10    9    8    7    6    5    4    3    2    1    ※6点を普通（可）とする

特記事項：

### IV. 審査対象者へのメッセージ（自由記載）



# 各種規程



# 大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

## 第1章 総則

(理念)

**第1条** 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目的)

**第2条** 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

(自己点検及び評価)

**第3条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

**第4条** 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

**第4条の2** この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

**第5条** 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

**第6条** 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

**第7条** 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。

3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

**第8条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

**第9条** 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第10条** 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

## 第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

**第11条** 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第12条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

（入学志願手続）

**第13条** 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。

（合格者の選考）

**第14条** 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）

**第15条** 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

**第16条** 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）

**第17条** 本学を退学した者又は第30条第4号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）

**第17条の2** 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

(転学部)

**第17条の3** 転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 転学部の取扱いについては、別に定める。

### 第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

**第18条** 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。

2 総合的な学力等を判定する試験(統一的な試験)を所定の課程に加えることができる。

3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

**第19条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

**第20条** 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

**第21条** 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。

2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。

4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

**第21条の2** 前条の評価に対してグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(以下、「GPA」という。)を算出する。

2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

**第22条** 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。

2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

**第23条** 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。  
2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

**第24条** 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。  
2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。  
3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

**第25条** 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。  
2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

#### 第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

**第26条** 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。  
2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。  
3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復学)

**第27条** 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。  
2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。  
3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

(転学)

**第28条** 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退 学)

**第29条** 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除 籍)

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
- (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

## 第5章 進級及び卒業

(進 級)

**第31条** 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

**第32条** 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

## 第6章 賞 罰

(褒 章)

**第33条** 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、



学生を褒賞することができる。

(懲戒)

**第34条** 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に定める。

## 第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

**第35条** 入学金及び学費の額は、別表に定める。

- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

**第36条** 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中に復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

## 第8章 研究生

(研究生)

**第37条** 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

## 第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

**第38条** 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

**第39条** 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

- 第40条** 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については別に定める。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

- 第41条** 本学に公開講座を設けることがある。

## 第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

- 第42条** 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

## 第12章 職員組織

(職員組織)

- 第43条** 本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。
- 2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
  - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
  - 4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
  - 5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

- 第44条** 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

- 第45条** 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

- 第46条** 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

## 第13章 教授会

(教授会)

- 第47条** 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 附属施設

(附属施設)

**第48条** 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

**第49条** 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

#### 第15章 その他の組織

(その他の組織)

**第50条** 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

#### 第16章 その他

(改 廃)

**第51条** この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

**附 則** (昭和49年9月30日)

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、経過措置として第45条の総定員は昭和50年に限り500名、昭和51年度に限り520名、昭和52年度に限り540名、昭和53年度に限り560名、昭和54年度に限り580名とする。

**附 則**

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

ただし、昭和51年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、昭和53年4月1日より施行する。

ただし、昭和52年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、昭和54年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、昭和58年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、昭和59年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、昭和59年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、昭和62年4月1日より施行する。

ただし、昭和61年度以前より在学する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、次の通りとする。

期 間	納入期限	納 入 金 額			計
		授 業 料	実 習 料	施設拡充費	
第 1 期	4月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
第 2 期	9月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
第 3 期	1月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
合 計		60万円	30万円	61万8千円	151万8千円

**附 則**

この改正は、平成元年10月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成2年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成3年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成3年10月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成4年3月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前から在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前から在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前から在学する者については、改正後の第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前から在学する者については、改正後の第18条、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前から在学する者については各学年次の前年度までの履修科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成17年4月1日から施行する

**附 則**

この改正は、平成17年12月13日から施行する

**附 則**

この改正は、平成18年2月14日から施行する

**附 則**

この改正は、平成18年4月1日から施行する

**附 則**

この改正は、平成19年2月13日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成21年3月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前から在学する者については、改正後の第7条の規定にかか

ならず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、文部科学大臣の認可（平成21年10月30日）を得て、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前から在学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度及び23年度入学生に限る。

**附 則**

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行する。



#### 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、改正後の第21条及び第21条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年度から令和3年度までの医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。

#### 附 則

1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和3年度1,721名、令和4年度1,740名とする。

3 改正後の第4条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第2項、第32条第3項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入転した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部薬科学科（4年制）を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和3年度における第4学年次の収容定員を2名、令和4年度以降の収容定員を0名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。

4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入転した学生の大阪薬科大学に

における修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生のうち、平成26年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。
- 6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

#### 附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第35条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

#### 附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和4年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

#### 附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和5年度から令和11年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

- 2 この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生（入学時）規程は廃止する。
- 3 この改正は令和5年度以降に入学する者に適用し、令和4年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

#### 附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和6年度から令和12年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

2 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として薬学部に設置していた薬科学科（4年制）については、学科選択権を持つ在籍学生がいなくなったため、令和5年3月31日付で廃止する。

(別表)

(1) 医学部医学科

項目	金額(年額)	備考	
入学金	100万円	入学手続時	
学費	授業料	188万円	
	実習料	34万5千円	
	施設拡充費	126万円	
	教育充実費	150万円	入学年次
		100万円	2年次以降

(2) 薬学部薬学科

項目	金額(年額)	備考
入学金	40万円	入学手続時
学費	授業料	120万円
	施設・設備費	60万円

(3) 看護学部看護学科

項目	金額(年額)	備考	
入学金	20万円	入学手続時	
学費	授業料	120万円	
	実習料	20万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び 助産学実習受講者を除く
		30万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		50万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	30万円	

# 大阪医科薬科大学 大学院学則

(昭和34年4月1日施行)

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、第3条に規定する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検及び評価)

**第2条** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

## 第2章 組織

(組織)

**第3条** 本大学院に医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。

2 医学研究科に医科学専攻修士課程及び医学専攻博士課程を置く。

3 薬学研究科に薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程を置く。ただし、薬科学専攻博士課程は博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

4 看護学研究科に看護学専攻博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

**第4条** 医科学専攻修士課程に次のコースを置く。

- (1) 医療科学コース
- (2) SDGs / SDHコース

2 医学専攻博士課程に次のコースを置く。

- (1) 予防・社会医学研究コース
- (2) 生命科学研究コース
- (3) 高度医療人養成コース
- (4) 再生医療研究コース
- (5) 先端医学研究コース

- 3 薬学研究科に別に定めるコースを置くことができる。
- 4 看護学専攻前期課程に次のコースを置く。
  - (1) 教育研究コース
  - (2) 高度実践コース

**第5条** 本学則に定めるもののほか、各研究科に必要な事項は、医学研究科規程、薬学研究科規程及び看護学研究科規程（以下、「研究科規程」という。）に定める。

### 第3章 収容定員

（収容定員等）

- 第6条** 医学研究科は、医科学専攻修士課程を入学定員4名・収容定員8名とし、医学専攻博士課程を入学定員50名・収容定員200名とする。
- 2 薬学研究科は、薬学専攻博士課程を入学定員3名・収容定員12名とし、薬科学専攻博士前期課程を入学定員5名・収容定員10名、博士後期課程を入学定員2名・収容定員6名とする。
  - 3 看護学研究科は、看護学専攻博士前期課程を入学定員8名・収容定員16名とし、博士後期課程を入学定員3名・収容定員9名とする。

### 第4章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

- 第7条** 医学研究科の修業年限は、医科学専攻修士課程2年、医学専攻博士課程4年を標準とする。ただし、医学専攻博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 薬学研究科の修業年限は、薬学専攻博士課程4年、薬科学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、博士課程においては3年以上、博士後期課程においては2年以上在学すれば足りるものとする。
  - 3 看護学研究科の修業年限は、看護学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。
  - 4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
  - 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を次のとおり延長することができる。
    - (1) 医学研究科医科学専攻修士課程においては4年まで、医学専攻博士課程においては8年まで
    - (2) 薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年まで、薬科学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで
    - (3) 看護学研究科看護学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程にお

いては6年まで

- 6 第1項から第3項の規定にかかわらず、医科学専攻修士課程、医学専攻博士課程、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、看護学専攻博士前期課程においては、入学前に他の大学院等において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

## 第5章 授業科目及び履修方法

（授業科目及び単位数）

**第8条** 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における授業科目及び単位数は研究科規程に定める。

（授業及び研究指導）

**第9条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）によって行う。

- 2 前項の教育実施にあたり、第38条に定める研究科教授会はその計画を策定する。
- 3 第38条に定める研究科教授会は、学位論文の作成にあたり大学院生ごとに指導教員を定めるものとする。

（履修方法）

**第10条** 授業科目の履修は、次のとおりとする。

- (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な授業又は研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
- (2) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (3) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の議を経て、学長が外国の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (4) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (5) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限15単位まで認定することができる。なお、認定にあたっては、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出する必要がある。
- (6) 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は大学院と予め協議の上、

当該他の研究科又は大学院における授業科目の履修を当該研究科の授業科目の履修と認定することがある。

(7) 前各号のほか、履修方法の細目は、研究科規程による。

(成績の評価)

**第11条** 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

(単位の認定)

**第12条** 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

## 第6章 学位

(修了要件)

**第13条** 医学研究科に所定の修業年限以上（第7条第1項のただし書きに該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、医科学専攻修士課程では修士（医科学）を、医学専攻博士課程では博士（医学）の学位を授与する。

2 薬学研究科に所定の修業年限以上（第7条第2項のただし書きに該当する者については、3年ないし2年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する。

3 看護学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、看護学専攻博士前期課程では修士（看護学）を、同博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

4 前各項に定める所定の単位については、研究科規程による。

**第14条** 医学研究科の医学専攻博士課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（医学）の学位を授与する。

2 薬学研究科の薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与する。

(学位規程)

**第15条** 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。



## 第7章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

**第16条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第17条** 入学を志願することのできる者の資格については、研究科規程に定める。

(入学志願手続き)

**第18条** 入学志願者は、所定の入学願書及び研究科規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

**第19条** 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。

(入学手続き)

**第20条** 入学を許可された者は、定められた期日内に入学手続きを終了し、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

(休学)

**第21条** 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

**第22条** 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

**第23条** 休学者が復学しようとするときは、第21条の手続きに準ずる。

(退学)

**第24条** 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

**第25条** 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

(転学等)

**第26条** 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、指導教員を経て、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

**第27条** 本大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のあ  
る場合に限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

## 第8章 学費その他の納入金

(入学金及び学費)

**第28条** 入学金及び学費の額は、別表に定める。

2 学費の納入に関する取り扱いについては、研究科規程に定める。

## 第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

(聴講生)

**第29条** 1 科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げの  
ない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

(研究生)

**第30条** 本大学院に研究生制度を置く。

2 前項に定めるほか、研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

**第31条** 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目  
等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められ  
た者とする。

3 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与  
えることができる。

4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別聴講生)

**第32条** 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けよ  
うとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れること  
がある。

2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別研究生)

**第33条** 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があると  
きは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(外国人留学生)

**第34条** 第17条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する取り扱いは、別に定める。

(聴講生等への学則の適用)

**第35条** 聴講生、研究生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第6条、第7条及び第13条から第15条までの規定は、準用しない。

## 第10章 教員組織

(教員組織)

**第36条** 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要ある場合は、専門教授、特別任命教員、特別職務担当教員をこれに充てることができる。

2 薬学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、薬学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

3 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

## 第11章 運営組織

(研究科長)

**第37条** 医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもってこれに充てる。

2 薬学研究科に薬学研究科長を置き、薬学部長をもってこれに充てる。

3 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。

4 医学研究科長、薬学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教授会)

**第38条** 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議機関として、それぞれに医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

**第39条** 医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務職員)

**第40条** 本大学院に事務職員を置く。

## 第13章 その他

(大学学則の準用)

**第41条** 本学則に定めるもののほか、除籍、再入学、学年・学期・休業日、表彰・懲戒等の大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

**第42条** 本学則の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、学長が理事会に提案し、理事会が行う。

### 附 則

- 1 第10条の規程は、第9条の規程による学位の授与のあった日の翌日からこれを適用する。
- 2 本学則は、昭和34年4月1日から施行する。

### 附 則(昭和42年11月22日改正)

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

### 附 則(昭和43年5月10日改正)

本学則は、昭和43年6月1日から施行する。

### 附 則(昭和46年9月25日)

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。ただし、第8条の改正については昭和56年度入学生より適用する。

### 附 則

この改正は、昭和57年4月1日より施行する。ただし、昭和56年度以前より在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この改正は、昭和58年4月1日より施行する。ただし、昭和57年度以前より在学するものについては、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この改正は、昭和61年4月1日より施行する。

### 附 則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成3年10月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第23条の規程は、平成7年度の入学者選抜試験から適用し、平成6年度以前から在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、第23条の規程は、平成10年度の入学者選抜試験から適用し、平成9年度以前から在学する者については、改正後の第23条の3の規程にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第23条の3の規程は、平成15年度の入学者選抜試験から適用する。平成14年度以前から在学する者についても改正後の第23条の3の規程を適用する。

**附 則**

この改正は、平成15年8月19日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成17年9月16日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前より在学するものについては、従前の例（形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻）による。

**附 則**

この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、長期履修に係る第4章第8条及び第8章第25条の3については平成22年度入学生より適用する。

**附 則**

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号については平成23年度入学生より適用する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生より適用する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前より在学するものについては、改正後の第9条別表にかかわらず、なお従前の例による。改正後の第25条の3については、平成23年度当該学生より適用する。形態系専攻、機能系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻については在籍学生がいなくなるため平成24年3月31日をもって廃止する。

**附 則**

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この改正は、平成29年7月11日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

**附 則**

この改正は、平成30年12月11日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和2年2月4日から施行する

**附 則**

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に大阪薬科大学大学院から薬学研究科に転入学した大学院生の大阪薬科大学大学院における修業年数及び在学年数については、改正後の第7条第2項及び第5項第2号に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前より在学するものについては、改正後の第4条第1項第2号にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前より在学するものについては、改正後の第28条にかかわらず、なお従前の例による。

(別表)

		医学研究科	薬学研究科	看護学研究科
入学金		23万円	10万円	20万円
学 費	授業料	35万円	50万円	48万円
	教育充実費	15万円		10万円
	実習料			15万円※

※高度実践コース

# 大阪医科薬科大学 大学院医学研究科規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科（以下、「本研究科」という。）に必要な事項について定める。

(目 的)

**第2条** 大学院学則に定める大阪医科薬科大学大学院の目的に基づき、本研究科の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医科学専攻修士課程は、医療・福祉の分野で社会に貢献できる人材となるに必要な医学・医療・福祉に関する基礎的な学識及び研究能力を養うことを目的とする。
- (2) 医学専攻博士課程は、国際的な医学・医療・生命科学の指導者となるに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(教育課程)

**第3条** 大学院生は、大学院学則第4条第1項及び第2項に定めるコースのいずれかに所属する。

(入学資格)

**第4条** 本研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

(教育方法)

**第5条** 博士課程及び修士課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

(授業科目)

**第6条** 第3条の各コースにはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

- 2 前項の授業科目は、別表のとおりとする。
- 3 第2項に定める授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で大学院生に履修させることができる。

(履修方法)

**第7条** 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 医学専攻博士課程においては、所定の授業科目31単位以上（統合講義10単



位、基礎研究法実習1単位を含む。)、医科学専攻修士課程においては、所定の授業科目30単位以上(統合講義10単位、特別研究8単位を含む。)を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。

- (2) 専攻する授業科目20単位について、指導教授が研究指導上必要と認める場合には、同一コース内における他の授業科目を履修し、これにあてることができる。ただし、8単位を上限とし、当該授業の指導教授の了解を事前に得ておくものとする。
- (3) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、本研究科教授会の議を経て、他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、所定の授業科目の単位を修得していることを原則とする。
- (4) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、本研究科教授会の議を経て、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。

**第8条** 前条第1項第1号に定める最終試験については、大阪医科薬科大学大学院学位規程及び関連規程に拠る。

(入学検定料)

**第9条** 入学検定料は、3万円とする。

(入学金及び学費の納入に関する取り扱い)

**第10条** 学費の納入は、大学院学則別表に基づく金額を2期に分けて行うものとし、各期の納入額はその年額を等分した相当額とする。

- 2 前項にかかわらず、学費は当該年度初期において一括納入することができる。
- 3 学費の納入期限は、次のとおりとする。ただし、最終日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日を納入期限とする。

前期 3月31日

後期 9月30日

- 4 前項にかかわらず、入学を許可された者の学費の納入については、大学院学則第20条に基づき当該年度前期分を入学手続き時に納入しなければならない。
- 5 本研究科修士課程を修了した者が博士課程に入学する場合、入学金を免除する。
- 6 休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。
- 7 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特別研究生及び長期履修適用者の取り扱いについては、別に定める。

(雑則)

**第11条** この規程の施行に際して必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、学長が決

定する。

(改 廃)

**第 1 2 条** この規程の改廃は、本研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、令和 2 年度以前の医学専攻博士課程入学生については、大阪医科薬科大学大学院学則改正後の第 1 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、令和 3 年 1 1 月 9 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 4 年 2 月 2 2 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年度以前の医科学専攻修士課程入学生については、別表の授業科目にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、令和 5 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 5 年度以前の在學生については、改正後の第 1 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別表) 医学研究科医科学専攻

授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体機能構造学概論	2	社会健康医療データ・サイエンス演習	1
病理病態学概論	2	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標1：理論編（社会・行動科学概論）	1
臨床内科学概論	2		
臨床外科学概論	2	健康の社会的決定要因と持続可能な開発目標2：実践編	1
総合医療・救急医療学概論	2	特別研究	8
泌尿生殖・発達医療学概論	1	統合講義	10
感覚器機能形態医療学概論	1		
医療統計学基礎	2		
公衆衛生学基礎	1		
検査診断学演習	2		
治療学演習	2		
医科実験演習	2		
医療機器開発概論	1		
病院災害危機管理総論	1		
多職種連携と病診連携総論	2		
急性期・慢性期医療総論	1		
公衆衛生学・疫学の基本	2		

(別表) 医学研究科医学専攻

授業科目		単位数	授業科目		単位数
解剖学	講義	4	医療統計学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
生理学	講義	4	内科学 I	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
生化学	講義	4	内科学 II	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
薬理学	講義	4	内科学 III	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
創薬医学	講義	4	内科学 IV	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
病理学	講義	4	腫瘍内科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
微生物学・感染制御学	講義	4	総合診療医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
衛生学・公衆衛生学	講義	4	眼科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
法医学	講義	4	皮膚科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
社会・行動科学	講義	4	小児科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2

授業科目		単位数	授業科目		単位数
神経精神医学	講義	4	泌尿器科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
口腔外科学	講義	4	麻酔科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	講義	4	形成外科学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
産婦人科学	講義	4	リハビリテーション医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
一般・消化器外科学	講義	4	救命救急医学	講義	4
	演習	4		演習	4
	実習	1 2		実習	1 2
胸部外科学	講義	4	統合講義	講義	1 0
	演習	4			
	実習	1 2			
脳神経外科学	講義	4	基礎研究法実習	実習	1
	演習	4			
	実習	1 2			
整形外科	講義	4			
	演習	4			
	実習	1 2			
放射線診断学	講義	4			
	演習	4			
	実習	1 2			
放射線腫瘍学	講義	4			
	演習	4			
	実習	1 2			

## 大阪医科薬科大学 大学院医学研究科修士課程履修細則

(令和2年4月1日施行)

**第1条** この細則は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第10条第7号の規定に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科修士課程に所属する大学院生の授業科目履修方法等について定める。

**第2条** 大学院生は、大学院学則第4条第1項に定めるコースのいずれかに所属する。

2 前項の各コースにはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

3 前項の授業科目は、別表1のとおりとする。

4 第2項に定める授業科目の英文名称は、別表2のとおりとする。

**第3条** 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 所定の授業科目30単位以上（統合講義10単位、特別研究8単位を含む。）を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。

(2) 授業科目12単位以上については、共通科目から8単位以上、各コース科目から4単位以上とする。

(3) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、医学研究科教授会の議を経て、他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、所定の授業科目の単位を修得していることを原則とする。

(4) 指導教授が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、医学研究科教授会の議を経て、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、必要な授業科目の単位を修得していることを原則とする。

(5) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(6) 他の大学院での既修得単位については、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出することにより、医学研究科教授会で適当と判断される場合に限り、上限10単位まで認定することができる。

**第4条** 前条第1号に定める最終試験については、大阪医科薬科大学大学院学位規程及び関連規程に拠る。

**第5条** この細則の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

科目区分		授業科目名
専門科目	共通科目	生体機能構造学概論 病理病態学概論 臨床内科学概論 臨床外科学概論 総合医療・救急医療学概論 泌尿生殖・発達医療学概論 感覚器機能形態医療学概論 医療統計学基礎 公衆衛生学基礎
	コース科目	医療科学 検査診断学演習 治療学演習 医科実験演習 医療機器開発概論
		社会健康医療学 病院災害危機管理総論 多職種連携と病診連携総論 急性期・慢性期医療総論 公衆衛生学・疫学の基本 社会健康医療データ・サイエンス演習 社会行動科学概論
特別研究	特別研究	
必修科目	統合講義	

\*所定の授業科目 30 単位以上 (統合講義 10 単位、特別研究 8 単位を含む) を修得する。

\*授業科目 12 単位以上については、共通科目から 8 単位以上、各コース科目から 4 単位以上とする。



別表 2

授業科目名	英文名称
生体機能構造学概論	Introduction to Human Anatomy, Physiology, and Biochemistry
病理病態学概論	Introduction to Pathology, Pharmacology, and Infection Control
臨床内科学概論	Introduction to Internal Medicine
臨床外科学概論	Introduction to Surgery
総合医療・救急医療学概論	Introduction to Comprehensive Medicine and Vital Care
泌尿生殖・発達医療学概論	Introduction to Uro-Reproduction and Development Medicine
感覚器機能形態医療学概論	Introduction to Medicine for Function and Morphology of Sensory Organs
医療統計学基礎	Fundamentals of Medical Statistics
公衆衛生学基礎	Fundamentals of Hygiene and Public Health
検査診断学演習	Seminar of Clinical Examination and Diagnostics
治療学演習	Seminar of Therapeutics
医科実験演習	Seminar of Medical Experimental Science
医療機器開発概論	Introduction to Development of Medical Devices
病院災害危機管理総論	Introduction to Hospital and Disaster Crisis Management
多職種連携と病診連携総論	Introduction to Interprofessional and Hospital-clinic Collaboration
急性期・慢性期医療総論	Introduction to Medical Care for Acute and Chronic Phases
公衆衛生学・疫学の基本	Public Health and Epidemiology
社会健康医療データ ・サイエンス演習	Seminar of Data Science for Social Health Care
社会行動科学概論	Introduction to Social and Behavioral Science
特別研究	Master's Thesis Research
統合講義	Integrated Lecture on Medical Research

# 大阪医科薬科大学 学位規程

(昭和36年4月1日施行)

(目 的)

- 第1条** 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）学位規程は、学位規則（平成3年文部省令第217号）第13条の規定に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程に定めるもののほか、各研究科の学位の申請及び授与に必要な事項は、医学研究科学学位規程施行細則、薬学研究科学学位規程施行細則、看護学研究科学学位規程施行細則（以下、「学位規程施行細則」という。）に定める。

(学 位)

- 第2条** この規程に基づいて授与する学位は、学士（医学）及び博士（医学）、修士（医科学）、学士（薬学）及び博士（薬学）、学士（薬科学）及び修士（薬科学）並びに博士（薬科学）、学士（看護学）及び修士（看護学）並びに博士（看護学）とする。

(学位授与の要件)

- 第3条** 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士及び博士の学位は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）学則の定めるところにより、課程を修了した者に授与する。
- 3 前項に規定するもののほか、博士（医学）、博士（薬学）及び博士（薬科学）については、語学試験（外国語の試問）及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程に修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

- 第4条** 修士及び博士の学位の授与にあたり課程による者が学位論文を提出するときは、学位規程施行細則に定める書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教員を経て当該研究科長に提出するものとする。
- 2 学位論文及び必要書類の様式、部数、提出期日、審査手数料は学位規程施行細則に定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

- 第5条** 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

- 第6条** 当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）に、その審査を付託するものとする。

(審査委員会)

**第7条** 研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、3名以上で構成し、必要に応じ、当該研究科教授会構成員以外の本学教員を充てることができる。
- 3 研究科教授会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他大学大学院等の教員等に協力を求めることができる。

(審査委員会の職責)

**第8条** 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

- 2 審査委員会は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(最終試験)

**第9条** 本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

**第10条** 学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

**第11条** 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の成績について、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

**第12条** 研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。

- 2 前項において可決を行うための要件は、学位規程施行細則に定める。
- 3 研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

**第13条** 第3条第3項により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位規程施行細則の定めによる書類に審査手数料及び審査料を添え、研究科長に提出するものとする。

- 2 学長は、学位論文の受理の可否について、研究科教授会の議を経て決定する。

(課程を経ない者の試験並びに試問)

**第14条** 第3条第3項に規定する語学試験(外国語の試問)の検定料は各研究科学位規程施行細則に定める。

- 2 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ研究を指導する能力を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

- 第15条** 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第8条まで並びに第10条から第12条までを準用する。
- 2 前項の準用条項においては「審査手数料」は「審査手数料並びに審査料」と、「課程修了の可否」は「論文の合否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

- 第16条** 学長は第12条の議決に基づいて第3条第2項による者については課程修了の可否を、第3条第3項による者についてはその論文の合否を決定し、課程修了又は論文の合格を決定した者には所定の学位記を交付する。
- 2 課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者にはその旨通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

- 第17条** 学長は前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の公表)

- 第18条** 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称)

- 第19条** 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科薬科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

- 第20条** 本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研

究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するための要件は学位規程施行細則に定める。

(学位記の様式)

**第21条** 学位記の様式は、別に定める。

(学位記の再交付)

**第22条** 学位記の再交付を受けるときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、学長に願い出なければならない。

(審査手数料、審査及び学位記再交付手数料)

**第23条** 学位論文の審査手数料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は、学位規程施行細則に定める。

(改 廃)

**第24条** 本規程の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会並びに看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和31年1月20日付校大第505号をもって文部大臣認可の大阪医科大学学位規定は昭和36年3月31日をもって廃止する。

**附 則**

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成3年12月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成29年9月25日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和2年2月6日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に大阪薬科大学において授与した学位については、大阪医科薬科大学に継承する。

**附 則**

この改正は、令和4年11月30日から施行する。

# 大阪医科薬科大学 大学院医学研究科学位規程施行細則

(平成21年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、医学研究科における学位論文審査の方法、試験、学力の確認の方法に関わる取り扱いについて定める。

(学位授与の要件)

**第2条** 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、医学研究科医科学専攻修士課程を修了した者に修士（医科学）の学位を授与する。

2 学位規程第3条第2項に基づき、本学大学院学則の定めるところにより、医学研究科医学専攻博士課程を修了した者に甲号として博士（医学）の学位を授与する。

3 学位規程第3条第3項に基づき、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、医学研究科医学専攻博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により認められた者に乙号として博士（医学）の学位を授与する。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請の取り扱い)

**第3条** 学位規程第3条第2項に基づく修士学位論文審査の申請者は、医科学専攻修士課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 学位規程第3条第2項に基づく博士学位論文審査の申請者は、医学専攻博士課程に所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とし、甲号への申請として取り扱う。

3 学位規程第3条第3項に該当する者の博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、乙号への申請として取り扱う。

4 医学研究科に4年以上在学し所定の単位を取得して退学した者の博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、乙号への申請として取り扱う。

5 医学研究科医学専攻博士課程在学中、単位互換を行わない施設において2年を超えて学外研修を行う場合、乙号への申請として取り扱う。

6 第4項に該当する者で、指導教授が定年前に退職する場合に限り、掲載予定証明書を提出のうえ、未公表の博士学位論文を提出することができる。この場合、公表が完了した時点で速やかに博士論文公表届を提出しなければならない。また、指導教授が定年退職する場合においては、博士学位論文が審査日までに公表されることも条件とする。

(学位論文の提出並びに学位授与の申請書類)

**第4条** 本細則第3条第1項に該当する修士課程による者（以下、「修士課程による者」と

いう。)は、次の書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文の内容抄録
- (4) 履歴書
- (5) その他指定する書類

2 第3条第2項に該当する博士課程による者(以下、「博士課程による者(甲)」という。)は、次の書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教授を経て医学研究科長に提出しなければならない。なお、主論文が未公表の場合、掲載予定証明書(巻号年月を記したものが望ましい。受理証明は不可。)を必要とし、参考論文は任意とする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 学位論文(主論文)
- (3) 参考論文
- (4) 論文目録
- (5) 主論文の内容抄録
- (6) 履歴書
- (7) その他指定する書類

3 本細則第3条第3項に該当する者(以下、「博士課程を経ない者(乙)」という。)は、次の書類に審査手数料及び審査料を添え、学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文(主論文)
- (3) 参考論文
- (4) 論文目録
- (5) 主論文の内容抄録
- (6) 履歴書
- (7) 研究実績報告書
- (8) 研究歴証明書(該当者のみ)
- (9) その他指定する書類

(学位論文の提出並びに学位授与の申請受付)

**第5条** 修士学位論文の提出並びに学位授与の申請受付は、毎年度1回行うものとし、1月を締切とする1か月間を期間とする。博士学位論文の提出並びに学位授与の申請受付は、毎年度2回行うものとし、第1回目を5月、第2回目を11月とし、各月上旬を締切とする1か月間を期間とする。

2 本細則第3条第2項に基づく博士課程修了予定者については、前項第2回目の受付時に申請を行うものとする。ただし、大学院委員会での審議を経て医学研究科教授会において認められた場合には、第1回目において申請を行うことができる。

3 海外留学により修了予定年度において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請ができない者で、本人の希望及び指導教授の推薦があり、かつ、博士学位論文が公表されてい



る場合に限り、大学院委員会において審査のうえ、3年次末の第2回目の申請受付時において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請をすることができる。ただし、学位授与は、修了予定年度の3月に行う。

- 4 第3条第3項に該当する者で、指導教授が定年前に退職又は定年退職する場合で、かつ、研究歴が3か月不足する場合に限り、第2回目の申請受付時において博士学位論文の提出並びに学位授与の申請をすることができる。ただし、学位授与は、研究歴の充足後（審査翌年度9月）に行う。

（博士学位論文）

**第6条** 博士学位論文は原則として原著（短報・速報等の形式は、不可）でなければならない。

- 2 博士学位論文が邦文の場合には、単著でなければならない。
- 3 共著論文を博士学位論文として提出し、学位授与の申請を行う場合には、次の条件を満たさなければならない。
  - (1) 申請者が第1順位の著者であること。
  - (2) 指導教授の確認書があること。
  - (3) 他の著者の同意書があること。
  - (4) 欧文論文であること。

（学位論文の受理）

**第7条** 修士課程による者及び博士課程による者（甲）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して受理可否について決定し、医学研究科教授会に報告を行う。

- 2 博士課程を経ない者（乙）による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、必要な研究歴を満たし、かつ、学位規程第3条第3項に定める試験に合格又は医学研究科入学試験における外国語試験に合格かつ単位取得後退学した者に限る。
- 3 前項による学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して資格審査及び受理可否について決定し、医学研究科教授会に報告を行う。
- 4 学位論文を受理した後は、主論文等の変更は一切認めない。

（審査委員）

**第8条** 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく審査委員が行う。

- 2 審査委員の数は3名以上とし、うち1名を主査とする。
- 3 審査委員は、医学研究科教授会において選挙により決定する。
- 4 教授欠員の場合、代行の教授を審査委員に充てることができる。
- 5 専門教授は、審査委員になることができる。
- 6 指導教授、学位論文共著者（謝辞等へ明記された者を含む。）及び学位申請者の親族に当たる者は、審査委員になることはできない。
- 7 審査委員は、やむを得ない事由がある場合には、これを辞退することができる。この場

合には、医学研究科教授会の選挙における次点者を繰り上げるものとする。

- 8 審査委員は、海外出張や病気等によりやむを得ず欠席しなければならない場合には、教室臨時主管教授又はそれに代わる者を代行の委員として指名しなければならない。

(学位論文審査及び試問)

**第9条** 受理した学位論文の審査及び試験は、前条に基づく審査委員の決定後、速やかに開始する。

- 2 試験のうち試問は、原則公開とする。

(学位論文の審査及び試験結果報告)

**第10条** 第8条第2項に定める主査は、審査終了後、学位論文審査及び試験結果(学位論文内容要旨、学位論文審査結果要旨等)について報告書を作成し、大学院委員会を通じて医学研究科教授会の1週間前までに報告しなければならない。

(学位授与の議決)

**第11条** 前条に基づき、医学研究科教授会は学位規程第12条に定めるもののほか、本条に基づき学位授与の可否について議決する。

- 2 前項において可決を行うためには、医学研究科教授会構成員(海外出張中、休職中の者を除く)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 医学研究科教授会が必要と認めたときは、その都度審査委員会を委嘱した本学専門教授を議決に加えることができる。
- 4 医学研究科教授会は学位規程第7条第2項により審査委員を前項に規定する者以外の者に委嘱した場合、その者を出席させ意見を徴することができる。

(審査手数料及び審査)

**第12条** 学位論文の提出並びに学位授与の申請が受理された者は、別表に定める学位論文審査手数料並びに審査料を指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 指定期日までに納入がされなかった場合、学位論文の提出並びに学位授与の申請の受理を取り消す場合がある。

(学位授与日等)

**第13条** 学位授与の日付は、学位授与決定日とする。

(課程を経ない者(乙)の研究歴等)

**第14条** 第7条第2項に定める必要な研究歴を有すると認める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士課程において4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者で、博士課程を経た者(甲)の資格に該当しない者
- (2) 大学において医学の課程を卒業した者で、研究生、助手等として、医師法で定めら

れた臨床研修期間を除き、本学の基礎系医学又は臨床系医学において5年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者。なお、助手等とは、助教・助教（准）、助手・助手（任期付）、診療助手、専攻医、副手をいう。ただし、診療助手、専攻医、副手については、平成15年3月31日までの期間を研究歴として認め、平成15年4月1日以降は、認めない。

- (3) 大学において歯学、獣医学、薬学の6年制課程を卒業した者で、臨床研修期間を除き、1年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、本学の基礎系医学において5年以上、臨床系医学において6年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者
  - (4) 大学において第1号、第2号及び前号以外の課程を卒業した者で、3年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、本学の基礎系医学において5年以上、臨床系医学において6年以上の研究歴を有し、学位論文を作成した者
  - (5) 第1号、第2号、第3号及び前号以外の課程を卒業した者で、4年間の研究期間終了後より研究歴を算定し、10年の研究歴を有する者
- 2 前項のほか、大学院に在学していた期間は、必要な研究歴として認めることができる。
  - 3 大学又は医学研究科教授会が認めた機関において、専任職員として医学の研究を行い、研究実績の認められる期間は、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。
  - 4 他大学、外国又は権威あるものと認める機関において医学の研究を行った者で、学位論文を作成した者については、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。
  - 5 その他、日本医学会に所属、又はそれに相当するレベルの各学会における学会活動、研究業績等については、医学研究科教授会の審議のうえ、必要な研究歴として認めることができる。

（本学に研究歴のない者の申請資格等）

**第15条** 課程を経ない者（乙）による博士学位論文の提出並びに学位授与の申請については、研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、本学に研究歴として認められる籍のない者は、1年間、研究生として医学研究科に籍を置くこととする。

- 2 外国人留学生研究者（永住許可者等を除く。）については、前項に限らず、次の各号のとおりとする。
  - (1) 研究能力、研究に対する姿勢、本学が学位を授与するに相応しい人物であるか評価するため、原則として2年以上、研究生として本学に籍を置かなければならない。
  - (2) 母国における研究は、医科大学及びその附属研究機関に限る。その際、研究活動に従事していたことの証明書（日本語訳、機関長発行）及び研究業績等を提出することとし、医学研究科教授会において審議のうえ、認められれば当該機関に在籍した期間を研究歴とする。
  - (3) 日本学術振興会が行う「論文博士取得希望者に対する支援事業」の対象となり、支援を受けた期間については、研究歴とする。
  - (4) 外国において学校教育における18年の課程を経ない者は、母国における研究期

間の年数から差し引くものとする。(例：5年制医科大学卒業の場合、母国における研究期間の年数から1年を差し引く。)

(語学試験)

**第16条** 学位規程第3条第3項に定める語学試験は、次のとおりとする。

- (1) 語学試験は、英語試験とする。
  - (2) 語学試験は、医学研究科入学試験外国語試験と共同で実施する。
  - (3) 試験時間は、2時間とする。
  - (4) 出題は、4問題を出题してそのうち3問題を選択解答するものとする。ただし、4問題すべて解答した場合には、最も低い点より3問題を有効解答とみなす。
  - (5) 1問題100点満点とし、3問題で210点以上の得点をもって合格とする。ただし、3問題中2問題が70点未満の場合には、不合格とする。
- 2 語学試験の出題は、医学研究科教授会の語学試験委員が行う。ただし、必要により語学試験委員以外の本学教員又は他大学の教員の協力を得ることができる。
- 3 医学研究科に入学するために外国語試験を受験し合格した者については、語学試験を免除することができる。ただし、標準在学年限を満たさずに中途退学した者を除く。
- 4 語学試験合格者は、合格日から6年以内に学位論文の提出並びに学位授与の申請をしなければならない。

(改 廃)

**第17条** この細則の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この細則は、平成21年4月1日より施行する。なお、本細則の施行に伴い、学位論文審査に関する内規(平成18年4月19日 医学研究科委員会承認)及び学位論文としての共著論文の取扱内規(昭和56年4月1日 医学研究科委員会承認)については、平成20年3月31日をもって廃止する。

また、第15条第4項については、平成21年度語学試験合格者より適用する。

**附 則**

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

ただし、第15条第1項第2号に定める語学試験については、平成22年度をもって廃止し、以後は同第2項に定める試験とする。

**附 則**

この改正は、平成22年7月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項ただし書きについては平成22年度入学生から、同条第4項については平成21年度語学試験合格者から

適用する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年4月1日から施行し、ただし、平成26年度以前の入学生については、なお従前による。

**附 則**

この改正は、令和2年1月30日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和3年8月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 ただし、別表に定める審査料については、令和4年度申請者より適用する。

**附 則**

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

### 審査手続料及び審査料

項目		金額
審査手続料		50,000 円
審査料	① 第2条第1項及び第2項に該当する者	免除
	② 第2条第3項に該当する者のうち、学位論文の所属が本学である者	500,000 円
	③ 上記①、②以外の者	700,000 円
学位記再交付手数料		30,000 円

# 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程

(平成27年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校教育法施行規則第26条第5項に従い、大阪医科薬科大学学則（以下、「学則」という。）第34条に規定する懲戒に関する手続き等について定める。

(対象学生)

**第2条** この規程において懲戒の対象とする学生等とは、学部学生及び大学院生（以下、「学生等」という。）のことをいう。

2 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究学生の取り扱いは、この規程に準ずるものとし、必要な事項は別に定める。

(考え方)

**第3条** 懲戒は、学生等が懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生等の本分を全うさせるための教育的指導の一環として行うものである。

2 懲戒は、対象となる行為の様態や結果等を総合的に検討して行う。

(対象行為)

**第4条** 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理、研究倫理に反する行為
- (6) 学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 授業、試験等における不正行為
- (8) その他、公序良俗に反する行為

2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表1及び2に定める。

(事情聴取)

**第5条** 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、当該学部長又は研究科長は、学長の指示に基づき、遅滞なく保護者又は保証人に当該学生等が懲戒の対象となる可能性がある旨を通知するとともに、次の各号に定める会議において当該学生等に対する事情聴取を行い、事実関係を確認しなければならない。

- (1) 医学部 医学学生生活支援センター会議
- (2) 薬学部 薬学学生委員会
- (3) 看護学部 看護学学生生活支援センター会議
- (4) 医学研究科 医学研究科大学院委員会

- (5) 薬学研究科 薬学研究科大学院委員会
- (6) 看護学研究科 看護学研究科大学院委員会
- 2 当該学部長又は研究科長は、前項の事情聴取にあたり、事前に当該学生等に対して要旨を口頭又は文書で告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生等が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 3 事情聴取を行う際、当該学部長又は研究科長から事前に許可を受けた場合に限り、当該学生等は付添人1名を伴うことができるものとし、また、必要に応じて文書又は代理人による弁明を行うことができる。
- 4 第3項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、起訴や裁判等の結果を待たなければならない等の特段の事情がある場合は、この限りではない。

(自宅待機)

- 第6条** 学長は、処分が決定するまでの間、当該学生等に対して自宅待機を命ずることができる。
- 2 自宅待機中に停学処分が決定した場合、自宅待機期間を処分期間に含むことができる。

(懲戒決定までの手続き)

- 第7条** 当該学部長又は研究科長は、第5条の事情聴取の結果を学長に報告する。
- 2 学長は、当該教授会の意見を聴いて、懲戒が必要であると判断した場合、事情聴取の報告を受けて直ちに懲戒の手続きを開始しなければならない。

(懲戒委員会)

- 第8条** 学長は、前条第2項に基づき、懲戒委員会を設置して検討を行う。
- 2 懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 当該学部長又は研究科長
    - (2) 学生生活支援センター長及び薬学学生委員長
    - (3) 教育センター長及び薬学教務委員長
    - (4) 研究科大学院委員会委員長（ただし、研究科に係る場合に限る。）
    - (5) 学務部長及び薬学学務部長
    - (6) その他、必要に応じて学長が指名した者（外部有識者含む。） 若干名
  - 3 懲戒委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者をもって充てる。
  - 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 懲戒委員会は、必要に応じて、当該学生等から事情聴取を行うことができる。
  - 6 懲戒委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、裁判の判決等を待つ必要があると認められた場合には、議決を留保することができる。
  - 7 懲戒委員会は、当該事案に係る懲戒等の可否、処分内容等について、報告書を学長に提出しなければならない。



(懲戒種類)

**第9条** 学則第34条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 戒告は、学長が、学生等の行った行為の責任を確認してその将来について口頭及び書面をもって戒めるものとする。
- (2) 停学は、学長が、一定期間、学生等の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。停学期間は在学年限には含むが、修業年限には含まれない。
- (3) 退学は、学長が、学生等としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

(懲戒期間)

**第10条** 懲戒の対象期間は、本学の学籍を有する期間とする。

(嚴重注意)

**第11条** 懲戒に相当しない場合でも、学長は、当該教授会の意見を踏まえて当該学生等に訓告あるいは嚴重注意を行うことができる。

- 2 訓告あるいは嚴重注意を受けた当該学生等は、直ちに反省文を学長に提出しなければならない。

(停学期間)

**第12条** 停学の期間は、有期又は無期とする。

(無期停学の解除)

**第13条** 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。

- 2 学長は、無期停学の解除が適当であると認めたときは、6か月を経過する直前又は直近の教授会において、その解除を発議することができる。
- 3 無期停学の解除は、当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生等への通告、保護者及び保証人への通知は、文書をもって行う。

(停学期間中の指導)

**第14条** 当該学部長又は研究科長は、停学期間中、当該学生等に教育的指導を行わなければならない。

- 2 当該学部長又は研究科長は、停学期間中に教育的指導が必要と判断した場合、当該学生等に対して施設の利用及び特定の授業への参加を認めることができる。

(懲戒の発効)

**第15条** 懲戒は、懲戒委員会からの報告及び当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。

- 2 懲戒は、当該学生等に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(通告等)

**第16条** 学長は、当該学生等に対して懲戒の内容を文書により通告する。

- 2 学長は、当該学生等の保護者又は保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

**第17条** 学長は、懲戒を行った場合には直ちに公示しなければならない。

- 2 公示事項は、所属学部又は研究科、学科（専攻）、学年（課程・回生）、懲戒の種類、懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、発効日から1か月とする。ただし、学長が必要と認める場合には期間を変更することがある。
- 4 当該教授会の議を経て、学長が特段の事情があると認める場合に限り、公示の一部又は全部を公開しないことができる。

(不服申立て)

**第18条** 懲戒を課せられた当該学生等は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする当該学生等は、保証人連署のうえ、不服申立書を本部キャンパスの場合は学務部、阿武山キャンパスの場合は薬学学務部に提出しなければならない。

(不服申立審査)

**第19条** 学長は、前条の不服申立てに基づき、当該学部長又は研究科長に対し、当該学生の所属に応じて、第5条第1項第1号から第6号に規定する会議の開催を指示し、審査をさせなければならない。

- 2 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、学生等から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 3 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 4 不服申立てをした当該学生等は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 5 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議で懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立て却下を求める旨の意見を学長に行う。
- 6 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の変更を求める旨の意見を学長に行う。
- 7 学長は、第5項及び前項の意見を踏まえ、当該教授会の議を経て、不服申立てをした学生等に審査の結果を通知する。

(再審議)

**第20条** 前条第6項の意見を受けた場合、学長は、直ちに懲戒委員会に再審議を指示しなければならない。

- 2 前項に基づき、懲戒委員会は、第5条から第8条までの規定を準用し、再審議を行う。
- 3 再審議を行う際には、第8条第2項第6号委員として新たに委員を追加するなど、公正性を担保しなければならない。

(懲戒対象者の退学申し出の取り扱い)

**第21条** 学長は、懲戒決定前に当該学生等から退学の申し出があった場合には、決定するまでこの申し出を受理しない。

(懲戒に関する記録)

**第22条** 学長は、懲戒の事実を学籍簿に記録しなければならない。

(所 管)

**第23条** 懲戒に関する事務は、学務部又は薬学学務部が行う。

(雑 則)

**第24条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

**第25条** この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成29年11月8日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成30年7月31日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

## 懲戒対象行為及び懲戒の種類

区分	事 項	種 類
I 犯罪行為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学 又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	
	⑥児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	
II 交通事故・違反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学 又は停学（無期）
	②死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	
	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	④無免許運転、飲酒運転（ほう助含む。）暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期） 又は戒告

区分	事 項	種 類
Ⅲ 学 内 秩 序 を 乱 す 行 為	①「学校法人大阪医科薬科大学ハラスメント等の防止等に関する規程」に抵触する行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	②「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護規則」に抵触する行為	
	③「大阪医科薬科大学病院個人情報保護規程」に抵触する行為	
	④「学校法人大阪医科薬科大学ソーシャルメディア利用規程」に抵触する行為	
	⑤本学が実施する授業、試験等における不正行為（別表2）	退学 又は停学（無期又は有期）
	⑥飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学 又は停学（無期）
	⑦飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑧未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑨本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑩本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為及び拘束行為等	
	⑪本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑫本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為及び不法改築行為等	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑬研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等）	
	⑭反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	
	⑮違法薬物（麻薬、大麻、危険ドラッグ等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	
	⑯その他、本学の秩序を乱して学生の本分に反した行為又は公序良俗に反する行為	

別表2

本学が実施する授業、試験等における不正行為

事 例		当該科目 単位認定
単位認定に係る 試験時の行為	身代わり受験をすること及び身代わり受験を依頼すること	<p>認定しない</p> <p>※薬学部については、別に定める規程に基づき、受験科目の無効及び処分を行う</p>
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの	
	答案を交換すること	
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること	
	使用が認められていない又は指定されていないノート又は参考書等を使用すること	
	その他不正な行為と認められること	
単位認定に係る レポートの行為	他人の著作物を盗用すること	
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること	
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること	
他の学生等に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者		認定しないことができる
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること		

# 大阪医科薬科大学 大学院医学研究科長期履修規程

(平成22年4月1日施行)

(趣 旨)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第7条第4項の規定に基づき、大阪医科薬科大学大学院医学研究科における長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

**第2条** 長期履修を申請することができる者は、原則として社会人入学試験を経て入学し、長期履修をあらかじめ希望する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病院、官公庁、企業等に正職員として在職（自営業含む。）している者（パートタイム勤務不可）
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) 在学中に第1号要件に該当することが確定した者
- (4) その他、医学研究科長が相当と認めた者

2 前項第4号については、学位論文掲載証明の取得遅れ等を事由にする場合を除く。

(期 間)

**第3条** 長期履修期間は、大学院学則第7条第1項に定める標準修業年限に1年を加えた期間とする。

- 2 在学年限については、長期履修の適用の有無にかかわらず、大学院学則第7条第5項に準ずる。
- 3 博士課程において長期履修をする学生は、大学院学則第7条第1項に定める在学年限の特例の適用を受けることはできない。

(申 請)

**第4条** 入学を志願する者で長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て入学願書提出時に提出しなければならない。

- 2 在学生が新たに長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て提出しなければならない。

(許 可)

**第5条** 長期履修の許可は、前条の申請後、速やかに大学院委員会が審査を行い、医学研究科教授会の議を経て学長が行う。

(辞 退)

**第6条** 前条において長期履修を許可された者が辞退を希望する場合には、別表に定める必要書類及び提出期間に基づき、当該手続を行わなければならない。

(履 修)

**第7条** 長期履修を許可された者は、指導教授の指示の下において計画的に履修を行わなければならない。

(学費等)

**第8条** 長期履修を許可された者の学費については、標準修業年限の期間については大学院学則第28条第1項に基づく授業料年額35万円及び教育充実費年額15万円とする。修士課程における長期履修適用期間については学費を徴収しない。博士課程における長期履修適用期間については授業料を徴収しないが、教育充実費年額15万円に加え、長期履修登録料年額35万円を納入しなければならない。

(雑 則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は大学院学則を準用し、必要に応じて医学研究科教授会が定める。

(改 廃)

**第10条** この規程の改廃は、医学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

**附 則**

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度及び平成23年度入学者については、なお従前の例による。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和2年2月3日から施行し、令和2年度入学生から適用する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

**附 則**

この改正は、令和3年11月11日から施行する。



別 表

<p>必要書類</p>	<p>第2条第1項第1号該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長期履修申請書（別記様式第1）</li> <li>② 在職（就業）証明書（職業を有することが確認できる書類。入学試験出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。）</li> <li>③ その他必要と認める書類</li> </ul> <p>第2条第1項第2号該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長期履修申請書（別記様式第1）</li> <li>② 次のうち該当する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類</li> <li>イ 介護認定書あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書および住民票等の被介護者との関係がわかる書類</li> </ul> </li> </ul> <p>第2条第1項第3号該当者</p> <p>第2条第1項第1号該当者と同様の書類</p> <p>第2条第1項第4号該当者</p> <p>相当と認めるための当該事由を明らかにすることができる公的機関、病院等の証明書</p> <p>第6条該当者</p> <p>長期履修辞退願（別記様式第2）</p>
<p>提出期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申 請 入学生：大学院入学試験出願時 在学生：修士課程第2学年在籍時9月末まで、博士課程第3学年在籍時12月末までの大学院委員会が定める時期</li> <li>・ 辞 退 上記在学生の申請期限まで</li> </ul>
<p>提出先</p>	<p>学務部医学事務課</p>

# 大阪医科薬科大学 ティーチング・アシスタント規程

(平成5年4月1日施行)

## (目 的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学大学院に在席する大学院生が、教育的配慮の下に所属研究科の基礎となる学部对学生に対する教育補助業務に従事し、これに対する手当支給により、大学院生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るため、必要な事項を定める。

## (名 称)

**第2条** 前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

## (対 象)

**第3条** ティーチング・アシスタントは、大学院医学研究科及び看護学研究科の大学院生から採用する。

- 2 リサーチ・アシスタントとして採用される者又は社会人大学院生として入学し、主たる本務先をもつ者（休職中を除く）については、ティーチング・アシスタントになることはできない。

## (選考と採用決定)

**第4条** ティーチング・アシスタントは、当該学部の授業科目を担当する教授若しくはそれに代わる教員の上申により、当該研究科教授会を経て学長が採用を決定する。

## (処 遇)

**第5条** ティーチング・アシスタントに対し、手当を支給することができる。手当については、時間給とし、支給に関する事項は、契約書で定める。

- 2 ティーチング・アシスタントとして勤務する期間は、1年を限度とする。ただし、再採用することができる。

## (勤務時間)

**第6条** ティーチング・アシスタントの勤務時間は、月40時間（週10時間程度）以内を基準とする。ただし、当該大学院生の通常の研究、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

- 2 学外研修期間等については、勤務することはできない。

## (勤務報告)

**第7条** 上申者は、毎年度の当初に当該年度のティーチング・アシスタントに係る勤務計画書を、学長に提出するものとする。

- 2 前項の計画書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 上申者は、翌月 2 日までにティーチング・アシスタントの当月の勤務時間報告書を、学長に提出するものとする。

(実施細目)

**第 8 条** この規程に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関し必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

(事務)

**第 9 条** ティーチング・アシスタントに係る事務については、人事部が上申の取り纏め、支給に関する契約及び給与支給等を行い、学務部は、当該研究科教授会での審議に係る事務を担当する。

(規程改廃)

**第 10 条** この規程の改廃は、医学研究科教授会、看護学研究科教授会の議を経て学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 5 月 1 日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

**附 則**

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

# 大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報保護についての基本方針

大阪医科薬科大学（以下、本学という）は、学生等の個人情報の保護を重要な責務と考え、個人情報の保護に関する法律に定める事項に関し、学生等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の個人情報保護方針を定め、周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

なお、個人情報とは、①入学手続等に関し提出のあった学生カード等から取得した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話含）、メールアドレス、入学までの履歴、保護者（氏名・続柄・職業・勤務先・住所）、本人以外の家族状況等の内容やこれらの変更内容などから特定の個人を識別できる情報、②授業科目の履修及び学習の評価によって生ずる情報、③肖像（授業風景、大学生活、課外活動等を撮影した写真や画像）をいいます。

## 1. 個人情報の取得について

- (1) 本学では、入学予定者が入学手続に際し提出した「学籍簿台帳」等の内容やこれらの変更内容など、学生と保護者の個人情報を記録し保存します。保存した個人情報は「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に則り、必要な範囲内に限定して利用します。
- (2) 本学では、学生の授業科目履修状況や学習評価及び進級に関する様々な学習評価の個人情報は学籍管理システム等に保存します。
- (3) 本学では、学生の授業風景、大学生活、課外活動等を撮影した写真や画像を広報活動等に利用することがあります。

## 2. 個人情報の管理について

- (1) 本学では、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律関連法令」並びに「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」及びその他大阪医科薬科大学諸規程等で学生等の個人情報の安全管理に努めます。また、取り扱う学生等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために適切な措置を講じます。
- (2) 本学では、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
  - ① 学生等から同意を得ている場合。
  - ② 法令に基づく場合。
  - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要で本人の同意を得ることが困難な場合。

## 3. 情報の開示等対応について

- (1) 本学では、学生等または学生等の許可を得た代理人からの個人情報の開示請求について、教育活動並びに学生生活に与える影響を勘案しながら、速やかに対応します。
- (2) 本学では、個人情報の改ざんが行われないよう厳重な管理をしますが、誤った個人情報が記録されている時は、速やかに訂正等を行います。
- (3) 本学では、苦情及びお問合せにつきましては、コンプライアンス委員会事務局（総務部総務課（内線 2616））にて承ります。

大阪医科薬科大学 学長

# 大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報の利用目的

大阪医科薬科大学（以下本学という）では本学の理念に基づいた教育を実施するため、学生（在学生、卒業生を含む）、研究生、学位申請者および保護者、保証人等関係者の皆様の個人情報を取得しますが、その利用目的は原則として以下に限定することといたします。

## 1. 成績評価・成績判定・試験合否判定、また授業・実習の編成・実施に必要な基礎データの構築の利用

### （1）成績評価、教育実施およびその内容改善に必要な利用目的

- ① 成績一覧等の成績評価判定用の学内資料の作成
- ② 本学の教育内容を改善する為の成績データ・アンケート等の分析
- ③ 学年別名簿作成・時間割編成等教育実施に必要な資料の作成
- ④ 学外実習、学外講座等の該当機関に履修上必要な各種届の提出
- ⑤ 授業内容、試験日、学内行事等の学生宛連絡  
（対象者の氏名・学籍番号を学内掲示することを含む）
- ⑥ 国家試験の手続き上必要な資料の作成
- ⑦ 学位申請手続き上必要な資料の作成

## 2. 本学での学生生活上必要な諸手続きに対しての事務上の利用

### （1）学内生活上の庶務手続に関する事

- ① 学生証、各種証明書の発行および管理
- ② 健康管理、保険等に関する諸手続および必要書類の関係機関宛送付
- ③ 教室・ロッカー等本学施設・備品の使用管理
- ④ 学友会等の活動に関する各種届出の受理・保管
- ⑤ 上記手続に必要な本人宛連絡（学内掲示を含む）

### （2）教学事務に関する事

- ① 学籍・成績データ・卒業生名簿等の作成・保管・管理
- ② 退学・休学等の事務手続
- ③ 学生移動の統計資料の作成

### （3）学生指導に関する事

- ① 学生成績を始めとした学生情報の保護者宛開示

### （4）奨学金他、学費に関する事

### （5）大学院進学に関する諸手続

## 3. 本学の情報公開および各種案内に必要な利用

- ① 大学案内、募集要領、学内行事等案内の送付
- ② 保護者会、同窓会等の関係者宛案内
- ③ 本学教学活動に関する外部監査機関への情報提示
- ④ 大学案内・要覧冊子やホームページ等への写真・画像掲載

以上の利用目的については、学生等皆様のご了承をいただいたものとして取扱させていただきます。あらかじめ利用目的を公表していない事項の利用につきましては、その利用目的を通知又は公表等を行い、ご了承をいただくこととします。